

琉球大学学術リポジトリ

洋務派外交と亡命琉球人 (2) : 琉球分島問題再考

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学教育学部 公開日: 2007-04-10 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 西里, 喜行, Nishizato, Kiko メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/336

洋務派外交と亡命琉球人(Ⅱ)

——琉球分島問題再考——

西里喜行

The Chinese Diplomacy toward the Japan during the Yangwu Movement period and Ryukyuan Refugees into China (Part Ⅱ) —— Re-examination on the issues of dividing the Ryukyu Islands ——

Kikō NISHIZATO

Summary

It was on October 21st, 1880 that the formal negotiations between Japan and China concerning division of Ryukyu Islands and revision of the Sino-Japanese Treaty of Amity in 1871 came to a satisfactory conclusion. on that day, the plenipotentiaries of both countries promised to sign the draft treaty after ten days. But ten days later, Chinese plenipotentiaries did not dare to sign it with all their promise. as a result, this draft treaty did not become effective, and only have remained as historical evidence of Japan-China relations in this period.

The themes of this thesis are as follows; Firstly, Why had both countries tried to resolve the question of the title to the Ryukyu Islands by division of them into two parts at this period? Secondly, Why Chinese plenipotentiaries who had once consented to the draft treaty and promised to sign it, did not fulfill their promise after all? Thirdly, to what extent the very residents of Ryukyu Islands concerned with the problem of division? particularly, What role the Ryukyuan refugees into China could play in the making and abortion of draft treaty?

A conclusion of this thesis is as follows; as chinese government had sticked to diplomatic policy of Japan-China cooperation since the conclusion of the Sino-Japanese Treaty of Amity in 1871, they tried to accept the draft treaty and resolve these problems. but Chinese plenipotentiaries did not dare to sign the draft treaty that they had once consented, because Li Hongzhang (李鴻章), who had a most influence on Chinese diplomacy, changed studdenly his attitude on the division of Ryukyu Islands into two parts.

It was, firstly, because the Ryukyuan refugees, such as Xiang Dehong (向德宏) and Lin Xigong (林世功), had frequently presented petitions begging the Chinese to rescue the Kingdom of Ryukyu from the Japanese and the latter suicided himself against division of Ryukyu Islands, and secoudly, because the strain of China and Russia relations on Ili (伊犁) was a few getting toward an easing that Li Hongzhang was forced to change suddenly his attitude on the draft treaty. In other words, befor or after the conclusion of draft treaty, the strain of China and Russia relations on Ili's problem did'nt mitigate rapidly, so Li Hongzhang's sudden change was'nt directly owing to the change of international circumstance.

洋務派外交と亡命琉球人

——琉球分島問題再考——

西里喜行

目次

はじめに — 問題の所在 —

I 洋務派外交の基調 — 日清提携論 —

- 一 日清修好条規体制の成立
- 二 台湾事件の衝撃と海防・塞防論争
- 三 琉球処分 of 展開と日清提携論

II 琉球分割構想と亡命琉球人

- 一 琉球分割構想の発端
- 二 琉球三分割案問題
- 三 李鴻章・竹添会談と向徳宏（以上、第三集）

III 分島改約交渉と琉球人の意向

- 一 予備交渉と清国内の論調
- 二 正式交渉と尚氏引渡し問題
- 三 琉球人の意向と何如璋の献策

IV 条約調印可否論争と亡命琉球人

- 一 分島改約案妥結前の論調
- 二 向徳宏の泣訴と李鴻章の豹変
- 三 分島改約案妥結後の論調
- 四 林世功の自刃と分島案の流産（以上、第三集）

V 琉球問題の再交渉と琉球人の抵抗

- 一 水面下の再交渉と毛鳳来の渡清
- 二 清仏戦争期の琉球問題
- 三 黎庶昌の琉球放棄論

おわりに — 琉球分島問題の意義 —

Ⅲ 分島改約交渉と琉球人の意向

一、予備交渉と清国内の論調

一八七九年十二月七日の李鴻章との筆談で、「明年、幸いにして兩國に事なければ、再び航海して来りて芝罘を拜せん」と約束して帰国した竹添進一郎は、明治政府の首脳に李鴻章の意向を伝え、井上外務卿らとの間で日本側の具体的な解決案を二ヶ月かけて検討した。井上外務卿は日本側の解決案の大枠について李鴻章らの内諾を取り付けるべく、竹添を再度渡清させることにしたが、竹添に託した宍戸公使あての「琉球問題解決方ニ関スル内信」において、明治政府は「将来、清國ト其交際ヲ深クシ、互ニ心事ヲ吐露シ、彼吾ノ喜憂ヲ相共ニシ、外国ヘ向フ政略」、つまり反西洋・日清提携論の立場に立っていることを、「恭親王或ハ李鴻章杯」へ徹底的に信じ込ませるよう努力すべしと指示している。

竹添が明治政府の意を受けて再度渡清したのは、一八八〇年三月のことであった。同年三月二十六日、天津の李鴻章を訪問した竹添は、まず一通の意見書を提出し、そのなかで「抑々、わが國は中國と唇齒相俟依る。我、唯和好の密なることのみ是れ求む。豈に他心あらんや」と言い、あるいは「それ中國と日本は、人その種を同じくし、書その文を同じくし、旧好の誼あり、輔車の勢あり、宜しく心を同じくし力を戮せて、以って東洋の全局を維持すべし」などと強調しつつ、琉球問題の具体的な解決案として、宮古・八重山両島の清國への割讓（琉球二分案）と日本人の清國內地における利益均霑の承認（日清條好條規改訂案）をセットにした分島改約案を提示した。この日の竹添・李鴻章筆談は、竹添の

提示した意見書をめぐって展開されたが、李鴻章は琉球二分案については直接賛否を明らかにせず、なお琉球属邦論を固執するにとどまったものの、改約案については、グラントの「書中ノ意ニ無之、全ク節外ニ枝ヲ生シタルニテ、畢竟清政府ヲ脅制スルニ在リ」と主張して譲らず、分島と改約をセットにすることに強い難色を示した。

翌日（三月二十七日）、李鴻章は早速総理衙門へ書簡を送り、竹添の提示した分島改約案の内容を伝えるとともに、分島案については、「琉球の南島は、割きて中國に帰するも、収管に便ならざるに似たり。これを球人に還すべし。固より後患なき能わず。然れども事已に此に至る。日本に在りては、已に後退讓歩のつもりなれば、恐らくは別に局を結ぶの法なかるべし」とコメントして、琉球二分案の承認、南島の琉球人への返還を勧告し、さらに改約案については、いづれ日清條好條規の期限が過ぎれば日本側と論戦せざるをえないだろうと予測しつつも、「球事に因りて牽連してこれに及ぶに便ならず」と消極的な姿勢を示している。ところが、総理衙門は「日本竹添進一の陳ぶる所の琉球南島を割きて中國に帰する案は、勢い行い難きことあり」と指摘して琉球二分案に難色を示した。

かくて、四月四日の第二回竹添・李鴻章筆談において、李鴻章は分島案については、前年八月十一日付の何如璋書簡に提示された琉球三分案をグラントの提案であるかの如く対置し、「若シ日本政府果シテ此ノ弁法ニ出ツルトキハ、清國ニ於テ敢テ異議ナキノ意ヲ、隱々中ニ」竹添に示唆するとともに、「日本ノ内地通商ヲ求ルハ、西人同様ニ税釐ヲ免カルヲ要スルノ意ナルヘシ、左スレハ我國ニ於テ、大ナル損害在リ」と指摘して、なお内地通商権（利益均霑）の承認に難色を示した。内地通商権への抵抗はともかく、全く予想外の琉球三分案を提示されて狼狽した

竹添は、「此レ大ニ我カ聞ク所ニ異ナリ、小子復タ言フ可キ無シ」と絶句し、「前日来ノ論議ハ、都テ烏有ニ帰スル」よう申し出たため、李鴻章は予備交渉の決裂を恐れ、「余ハ閣下ノ北京ニ入り六戸公使ニ面スルヲ勸ム」と告げて、なお妥協点を探る姿勢を示している。

翌日(四月五日)、李鴻章はまた総理衙門へ書簡を送り、「何子毅の上年六月の間(一八七九年八月十一日付)の函に、美使(ビンハム)は格統領(グラント)と球島を三分するの説を密議すると称するも、格統領は並えていまだ日本政府に對いて言明せざるに似たり。抑も或は美使、背後にこの職あるも、日本いまだ甚だしくは面諾せざるべし。因りて、子毅の前函の要語を摘録して出示し、相い質証して看せしむるに、竹添の語氣はいまだ聞かざる所を聞くが若き者あり」と指摘して、琉球三分案がグラントから明治政府へ提示されなかつた可能性を想定し、三分案を交渉の基礎とすることの困難さを示唆している。果して竹添は帰國に臨んで、四月十九日付の意見書を李鴻章へ提出し、三分案にいう琉球の北部諸島はすでに慶長年間に薩摩の直轄地となっている事実を強調しつつ、「中部を待つて琉球に帰し、國を復し君を立てるに至っては、我が國決して従う能わざるなり」と断言し、「進一、窃に謂うに、美使(ビンハム)の説う所は、恐らくは前統領の意にあらざるべし。…若し美使をしてこの言あらしむるも、敵國は必ず俯就する能わず」と断固たる拒絶の意思を伝えた。五日後の四月二十四日、李鴻章は竹添のこの意見書を総理衙門へ送付するにあたって、「竹添進一、琉球三分案は決して従う能わずと詳論して帰國したり」との趣旨を報告している。

予備交渉の不調について竹添より報告を受けていたものの、明治政府は竹添帰國前の四月十七日、正式に分島改約案を交渉の基礎にすべしと決定し、四月二十日内閣大書記官井上毅を北京へ派遣した。その際、井

上毅外務卿は井上毅に六戸公使あての「琉球三分説ハ無根ノ義ナル旨内信」を託し、「三分ノ説ハ『グラント』ノ曾テ謂ハサル所ニシテ、且我ノ決シテ承服セサル所ナリ」と明言しているものの、上海滞在中の竹添は四月二十八日付の井上外務卿あての密信において、「清國ニ於テハ単ニ琉王ヲ旧ニ復スルヲ望ミ、割地ハ敢テ好マサル所ナルヲ以テ、我カ要求スル弁法ハ彼レヲシテ承諾セシムルニ難カルヘシ。何如璋モ此一件ニ付テハ、深ク其ノ収局ヲ苦慮候ニ付キ、無根ノ弁法ヲ虚構シテ李鴻章ニ上申スルノ義無カルヘシ。…若シ『グラント』氏ニシテ琉球ノ北部ハ二百年來薩摩ノ所轄ニ属シタルヲ悉知セサル時ハ、全島ヲ三分スルヲ以テ、公平ノ弁法ト認定スルモ亦料ル可カラス」と指摘し、清國に二分案を受け入れさせることの困難さと三分案がグラントの発案である可能性を強調している。また、六戸公使は五月十二日付の井上外務卿あての書簡において、分島案と改約案を別個に交渉すべしと提案した。

予備交渉の不調をどのように受け止め、どのように対処すべきかをめぐって、竹添・井上・六戸の間には微妙な意見の対立があったわけであるが、清國側もこれに気づいていたようで、何如璋は総理衙門宛の六月七日付の書簡において、「竹添進一、既にわが三月二十九日(五月七日)、東京へ回りに到る。…いま、來論を読み、その並えていまだ(総理衙門へ)進調せざるを知る。諒に、彼、議論合せざるを知り、敢えて來たらざるか。抑も或は六戸公使と尙お別商の話あるか、またいまだ知るべからず。竹添の言は、外務卿の云う所と一口に出ずるが如きも、六戸公使の口氣はまた自ら同じからず。然れども、六戸の云々する所は、類みな游移(躊躇)閃爍(曖昧)にして、ついに帰宿するなし。來示に謂う如く、目前は惟だ急脈緩受するあるのみ」と指摘している。

水面下の予備交渉は一見不調に終わったように見えるものの、井上外

務卿は既定方針通り分島改約案を基礎として正式交渉を開始すべく、一方ではグラント・ピンハムから琉球三分案を提示したることなしとの「証言」文書を取り寄せることもに、他方では公式ルートを通じて清国へ働きかけ、六月二十九日総理衙門あてに「敵国和好を保全するを以て旨と為し、…商弁の事宜を得て之を去戸公使に任ず」旨照復した。井上外務卿の照復に対応する必要に迫られた総理衙門は、七月二十六日の上奏において、廢藩置県Ⅱ第三次琉球処分以来の琉球問題をめぐる日清關係の経過を概述しつつ、「この次の照復の各語は、グラントの原議と尚お合せざるなきも、惟だ彼の族の心懐測り川ければ、この事商すべきこと有りや無きやは、実にいまだ知るべからず。応に大員を特派して該使臣と合同し商弁せしむべきや、抑も或は即ちに臣が衙門の堂官を派して合同弁理せしむべきや否やの処は、臣等いまだ敢えて擅便せず。伏して聖裁を候つ」と指示を仰いだ。総理衙門は正式交渉に応ずべしという姿勢を示しつつも、清国側の具体的な解決案については全く言及せず、交渉の見通しについても「いまだ知るべからず」というのみで、しかも予備交渉の結果については次のように報告している。

「臣等思うに南島は我に帰するとは、是れグラントの原議なるも、中島には球を復するの一層を抹去するは、中國球祀を延さんと欲するの命意とは符せず。且つ端なくして従前屢々諍うもいまだ許さざるの條款を議し改めんとするは、均しく行つべからざるに属す。李鴻章と往返函商するに、意見相い同じくす。李鴻章、遂に敵詞もて之を拒みて去らしむ。」

この上奏文によれば、明治政府の分島改約案に対しては、総理衙門も李鴻章も終始反対であったかのようである。しかし、前述のように、竹添から分島改約案が提示された翌日（三月二十七日）、李鴻章は琉球二分案の承認、南島の琉球人への返還を総理衙門へ勧告しており、総理衙

門が難色を示したため、四月四日の竹添との会談において改めて琉球三分案を提示したものの、竹添の断固たる拒絶に遭って、三分案を交渉の基礎とする可能性はないことを総理衙門へも示唆していたのである。総理衙門としても、なんらかの別の解決案を用意していたわけではないにもかかわらず、この上奏文において日本側との正式交渉に應ずるよう提案していることに注目すべきであろう。かくて、表向きの上奏文において分島改約案反対の態度を示しても、李鴻章・総理衙門には分島改約案を受け入れる用意があったとみなければならぬ。

天津領事として三度渡清した竹添は、一八八〇年八月二日に李鴻章を訪ね、「進一、拜別の日に、何大人（何如璋）の書信を轉読したるに、内に三分の弁法云々の語あり。我が外務卿之を美使（ピンハム）に質ねたるに、美使嘗てこの事なしと言えり。これを以て、三分の論は決して前統領の意にはあらざるを知るなり」と切り込んだところ、李鴻章は「反覆常なきは小人の恒態にして、深く論すべからず」と答えてピンハムへの不信感を表明するにとどまり、事実上三分案がグラントの提案でないことを承認せざるをえなかった。この時点で、李鴻章は日本側の分島改約案を基礎として正式交渉に臨む外はないと判断したものと思われる。かくて、「該衙門（総理衙門）王大臣に著して合同し妥商弁理せしめよ」との上諭が下り、同年八月五日、総理衙門の恭親王らは琉球問題交渉について全権を委任された旨、井上外務卿へ通告、ここにようやく正式交渉の門が開かれることとなる。

琉球分島問題が浮上してから日清間の正式交渉に入るまでの一年余の間、清国内では外交當局の周辺からも若干の注目すべき論議が展開された。駐日公使の何如璋から琉球三分案を知らされた西江督曾の沈葆楨は、早くも一八七九年九月二日付の何如璋・張斯桂あての書簡において琉球

三分説を論評し、「倭の球を廢して臬と爲すや利を馳むるのみ。中國の侃侃としてこれと争うは、實に義の已むをえざるに迫らる。我をしてまた地を得せしむるは、これ義を以て始まり、利を以て終わるなり。倭は不慮の名を冒し、我は漁人の利を得る」と指摘して大義名分上から琉球の割地に難色を示し、さらに、「地を受くるの後、必ず成兵を設けんには、經費將才、均しく曠長及ぶなきを慮る。兩國の領事は日として瓜葛あらざるなく、即ち日として争端あらざるなし。利は即ち皆虚にして害は且に立ちに見わる」と予測して、實際に利害關係からも琉球諸島の管理を不利とみなし、結論として「前事（琉球三分案）もし成議あれば、宜しく倭人にはその応に得べき所を得るを聽し、中國の応に得べき所の物を以てこれを球人に還し、我が朝廓然たる大公もて絶えて欲羨する所あらざるを曉然せしむべし」と論じている。

沈葆楨の割譲地返還論は外交当局にも一定の影響を与えたようで、前述のように、李鴻章も竹添から提示された分島改約案を受け入れるべしと総理衙門へ勧告した時、南島返還論を主張していた。ただ、沈葆楨の場合は、三分案を前提にしていることに注目すべきであろう。同じ頃、曾紀澤も李鴻章へ書簡を送り、琉球問題については柔軟路線をとるにせよ、強硬路線をとるにせよ、一定の方針を決定すべしと勧告しつつ、「剛（強硬路線）ならば即ち驟然として興起し、問罪の師を安排すべし」とし、「柔（柔軟路線）ならば即ち詭を含み瑕を匿し、…書を作りて昭に西洋各国に告げ、…諸大國、琉球の罪なくして滅ぼざるを憐れまんには、理を以て日本に勸諭せんことを請うべし」と提案している。

伝統的な冊封体制死守の立場から琉球の割地・西属反対論を主張したのは、日講起居注官の王先謙であった。王先謙は一八七九年十一月十三日の長文の上奏において、対外關係・辺境問題について論じているが、

そのなかで「今、公法に背く者は倭なり。和約を棄つる者は倭なり。兵端を開く者は倭なり。彼、既に我を藐して無能と爲し、猶お審顧還して一怒を思わざるがごとし。彼、尺を得て尺を進む、豈に已む時あらんや。今歳、兵台湾に及ばずとも、明年、禍は朝鮮に発らん」と警告し、日本への強烈な不信感を表明しつつ、次のように言う。

「琉球・朝鮮は均しく我が東方の屬國にして、倭夷に密運す。琉球復さざれば、朝鮮寒心する無き能わんや。これまた東藩の親睦の係る所に於て、ただに國家の戎政の関わるころのみならざるなり。側聞するに、琉球を弁論するの一事、該夷は何如璋の照会の措詞過激なるに藉口し、延宕枝梧せり、と。今、転じて必ずしもその退きて琉球を還すを急責せずして、彼もし詭計もて調停せしむれば、割地・西属はまた允許すべからざるなり。蓋し之を許せば彼は利を得るも我は以て問罪の名を爲すなし。許さざれば即ち該夷、地を貪りて還さざらんも、曲は終に彼に在り。」

いま、分島案を認めてしまえば、将来問罪の師を興す大義名分がなくなるという配慮から、王先謙は割地・西属に反対し、あくまでも清國專屬を主張し続けるべしというわけであるが、具体的な「井理の法」については、まず「堅忍有爲の文員」を日本へ派遣して日本国内の中國商民と聯絡せしめることを提案し、ついで、次のように論じる。

「琉球の道臣・義士の来帰して効を求むる者あらば、量りて収恤を爲し、その望を絶つなからしめよ。既に該國の地形を究知するを以て、兼ねて倭夷の動靜を諜探せしむべし。蓋し、滅國を興すは即ち天威を振わす所以にして、此れ實に我朝小を字しみ亡を存せしむるの体統に關繫すれば、視て鄰隣の闘いと爲すを得ず。即ち天下の臣民、皆以て聖主の心を諒とするありて、並えて功を喜ぶに因りて費を廢すにはあらざるなり。」

一たび海防少や完となり、兵船用いるに足るを俟ちて、該夷の約に背き兵を構えるの諸罪を挙げて各国に布告し、建撃ち風捲く（が如く）、その不意に出て、琉球の子道の衆を収め、朝鮮の犄角の兵を出し、戦艦もて直ちにその夷巢を搗き、華民各島に響かせしめ、堂堂正正の師を以て衆叛し親離るるの地を取り、一挙にして事を望むべきなり。」

軍事力をもって琉球を回復すべしという王先謙の主張は、もっとも過激な議論に属し、この時期には例外的な見解であった。日清提携路線を擁護する立場に立って、王先謙の主張に正面から批判を加えたのは薛福成である。薛福成は「李柏相（李鴻章）に代わりて覆陳し、疊寄論を奉じて分別に辯議するの疏」において、「王先謙の條議は、日本琉球を吞併し、中国を藐視するを以てするも、意は軍を整え武を經め、大いに捷伐を張り、彼の強隣を躡しむるに在り。この事、關係較重ければ、必ず彼此進退の機宜を深籌し、本末輕重の分數を熟審すべし。日本は國小にして財匱し。その勢い原より泰西諸邦より遜る。惟、該國は近來法を西人に取り、練兵・製器の各務に於て刻意講求し、頗る振興の氣象あり。中国の水師は尚おいまだ斉備せず、餉需もまたいまだ充足せず。若し彼また肆に驕張せざれば仍お約に按じて理論するを以て穩著と為すべし」と主張して、王先謙の武力奪回論を却け、あくまでも日清修好条規体制の枠内で外交交渉によって解決する方法を提案している。薛福成は洋務派主流、とりわけ李鴻章の見解を代弁していると言えよう。換言すれば、李鴻章は薛福成の提案を取り入れたのである。

日清提携路線の枠内で琉球問題を処理しようとするれば、勢いグラントの調停に従って琉球分島案を受け入れざるをえないわけであるが、この時期の清国を取り巻く国際情勢、とりわけ伊犁問題をめぐる清露関係もまた分島案の受け入れを迫る一要素であった。清露関係がもっとも緊張

したのは、リバディア条約に調印して帰國した崇厚が斬監候の刑に処せられた一八八〇年三月三日から、左宗棠が哈密に進駐して伊犁のロシア軍と対峙した同年六月十五日を経て、曾紀澤がペテルスブルグでウルチャコフと談判を開始した同年八月四日までの期間である。この間に、総理衙門は竹添の提示した分島改約案を李鴻章と相談の上拒否した旨上奏しているけれども、李鴻章には分島案（二分割案）を受け入れる用意があったと思われることは、前述の通りである。李鴻章に近い薛福成の前掲の提案も、この点を示唆していると言えよう。

清露関係の緊張がピークを過ぎた八月以降も、清国内では日露提携の可能性に対する危惧の念は消えず、伊犁問題が琉球問題にも微妙な影響を与え続けたことは否定できない。日清間の正式交渉に入る三日（同年八月十五日）、張之洞は「聯日孤俄」（日本と聯合しロシアを孤立させる）の観点から、上奏文を提出し、そのなかで次のように論じている。「日本とは宜しく速やかに和して以てその後を伐つべし。俄人（ロシア人）は遠くより来たり、専ら日本を恃みて後路と為さんとす。宜しく速やかに（日本と）聯絡すべし。彼の議弁する所の商務、允すべき者は早にこれを允すべし。但、彼の國（日本）中立して両方とも相助けざることを得れば、俄勢自ずから阻まれん。」

張之洞は専ら日露提携の可能性を排除するために、日本との条約締結を急ぎ、「速やかに日本と聯絡すべし」と主張するわけであるが、改約案に言及しているだけで、分島案については沈黙している。しかし、同年四月の時点で竹添と会談した張之洞は、「中国ハ土地ヲ貪ルノ念有ルニ非ラス。大義ヲ以テ之ヲ争フニ過キサル而已」と語り、竹添もまた「前条張氏ノ言ヲ以テ之ヲ察スルニ、縦令南部ノ一島ヲ中国ニ割与セサルモ、琉王ヲ旧ニ復スルヲ得セシメハ、中国ニ於テハ敢テ異論ナシトノ

旨ヲ余ニ向テ示セシモノ」と受け止めてゐる。従つて、張之洞は分島案については、二分案であれ三分案であれ、「復君」の条件さえあれば受け入れる用意があつたと見るべきであらう。

要するに、正式交渉に入るまでの清国内の論調は、大勢として見れば、日本側の提案した分島改約案受け入れの方向を志向してゐたのである。

註

- (一) 「与日本竹添進一筆談節略」『李全集』訳署、巻十、一頁。
- (二) 「琉球存案」(井上外務卿ヨリ太政大臣宛、明治三年三月四日)『沖繩県史』④、二頁～三頁参照。
- (三) 『琉球所屬問題』『沖繩県史』④、二〇～三三頁。
- (四) 『台湾琉球始末』巻六、五頁。
- (五) (六) 『琉球所屬問題』『沖繩県史』④、二六～二六頁。『台湾琉球始末』巻六、五～四頁。「日本竹添進一脱報」『李全集』訳署、巻十、三三～三三頁。
- (七) (八) 「与日本委員竹添進一筆談節略」『李全集』訳署、巻十、二七～三三頁。『沖繩県史』④、二六～二六頁。
- (九) (一〇) 『議球案結法』『李全集』訳署、巻十、六～七頁。
- (二) 『勳竹添進京』『李全集』訳署、巻十、四頁。
- (三) (三) (四) (二) (六) 『琉球所屬問題』『沖繩県史』④、二〇～二七頁。
- (七) 『勳竹添進京』『李全集』訳署、巻十、三頁。
- (六) (六) 『日本委員竹添進一来番』『李全集』訳署、巻十、四～四頁。
- (三) 『諭鉄甲文価並球議不合』『李全集』訳署、巻十、四頁。
- (三) 『日本外交年表並主要文書』上、八八頁。

- (三) (三) 『琉球所屬問題』『沖繩県史』④、二六～二六頁。
- (四) 『琉球所屬問題』『沖繩県史』④、二六頁。
- (五) 『琉球所屬問題』『沖繩県史』④、二六～二六頁。
- (六) 『清季中日韓關係史料』第二巻、四四頁。以下、『中日韓史料』と略称。
- (七) 『琉球所屬問題』『沖繩県史』④、二六～二六頁、二七～二七頁。

- (六) 『日本外交文書』第十三巻、七頁。
- (元) 『清季外交史料』巻二十一、三頁。
- (三) 『清季外交史料』巻二十一、六頁。
- (三) (三) 『琉球所屬問題』『沖繩県史』④、三三～三六頁。
- (三) 『日本外交文書』第十三巻、三三～三六頁。
- (五) (五) (五) 『照鈔覆荷・張西星使函稿』『清季外交檔』(琉球檔)。なお、沈葆楨はこの書簡を送つてまもなく、光緒五年十一月十四日(一八七九年十二月二十六日)に死去している(錢実甫編『清季重要職官年表』三三頁)。また『清稗類鈔』獄訟類の「沈文肅縱琉球獄囚」によれば、南京に潜入して逮捕投獄された琉球人政治犯三名を、沈葆楨は自己の責任において解放したという(拙稿「琉球救國運動と日本・清國」『沖繩文化研究』十三号参照)。
- (七) (六) 『父子十号』『清季外交檔』(琉球檔)。
- (五) (五) (四) 朱寿朋編・張静廬等校点『光緒朝東華錄』一、二八～二八頁。
- (四) 薛福成『庸庵文編』巻一、四～四頁。
- (四) 薛福成はまた琉球問題を清國の自強にどのように利用するかという観点から、「又区々たる琉球の故を以て勞費を濫すは可なるか」という疑問に答えて、「日本の図る所は並えて琉球には在らざるなり。たとえ日本、

琉球を復封すると、利器の購、遽かに中止すれば、彼愈々以て我の因循を窺うあり」（『舞洋録』「利器」一五頁）と指摘し、琉球問題を

自強に結び付けてとらえることの必要性を強調するとともに、「琉球の患を救わんとすれば、宜しくその交を待つべし」との観点から、次のように論ずる。——「夫れ、琉球は彈丸の小島にして、日本に逼近す。その中国に庇庇する能わざるは勢いなり。中国その朝貢を受くるも、本より至つて微薄たれば、必ずしも此れに因りて兵を興し怨を構えざるは、

また勢いなり。然れども日本は故なくして琉球を廃滅す。国人の清議の与せざる者半ばなり。その謀を主する者は薩摩人のみ。彼、兵を遣わし官を設け、勞費^{はら}られず。而して琉球の地は極めて確瘁にして、固より奪も得る所なし。中国宜しく朝貢を食らざるの意を明示し、余地を留めて以て自処し、兼ねてその人の宗社を滅すの故を詰り、大義に仗りて以て言を執り、仍お自治自強の道に於て実力整頓し、また即ちに我が虚声を張り、日本の兵船の來遊の意に倣い、常に船を選びて東洋（日本）に遊歴し、以て海道に習うべし。彼初め琉球を得るも、兵を屯して強圧し、座して鉅費を耗し、また不敵の名を冒せば、国人の薩克を慕む者は必ず起ちてその後を購すべし。彼の悔むなき能わざるを度り、その悔みて之を圖るを俟ちて、或は大臣を遣わし、往きて購せしめ、隠に予うるに転圖の機を以てすれば、事は決し易かるべし。故に宜しくその交を待つべしと曰う」（『舞洋録』「藩邦」、二〇—二二頁）。

(四) 『清季外交史料』卷二六、二頁

(五) 『史事日誌』第一冊、六六頁。

(六) 『史事日誌』第一冊、六六頁。

(七) 吉田金一『近代露清關係史』四三—四四頁。

(八) 『清季外交史料』卷三、一〇頁。

(九) 『琉球所屬問題』「神編真史」④、一六頁。

二、正式交渉と尚氏引渡し問題

琉球問題をめぐる日清間の正式交渉は、一八八〇年八月十八日にはじまり、同年十月二十一日に終わった。この間、八回もの会談が重ねられている。

第一回会談は八月十八日、北京の日本公使館において開始された。総理衙門の沈桂芬・良廉・麟書等五名と会見した日本側全權大臣の宍戸璣は、まず正式交渉に臨む日本側の意図を記した節略を手渡した。そのなかで宍戸は琉球の廢藩置縣について、本来清国とは関係ないことであると指摘しつつも、「方今、各国富を圖り強を競わざる者なし。而して我が東方を回顧するに、印度の如き、昔大國たるも今は英轄に帰し、安南の如き、またその半ばを仏に割く。緬の如き、暹の如きは、また鄭以下に屬す。能く自ら独立して以て泰西諸國と並馳すべき者は、祇、貴國と敵國とあるのみ。而して地は固より比隣し、人もまた同類なれば、理として庇に相い好み相い親しみ、以て外に他國の侮を禦ぐべし」と日清提携の必要性を殊更に強調した上、グラントの調停もあって交渉に応じたので、清国側から琉球問題解決の弁法を提示してもらいたいと要請している。会談においても、宍戸は節略の趣旨を繰り返したが、沈桂芬は「我弁法ハ存球ノ外別ニアルコトナシ」といい、王文韶もまた「球島ハ既ニ貴國ノ手中有之候モノニ候得ハ、其弁法モ自然貴國ノ方ニ存スヘキ理合ニ候」というのみで、結局、双方とも具体的な弁法を示さないまま退散した。とはいえ、清国側はこの日の会談で「貴方ニテハ如何ノ御措置有之候テ、我國ノ体面ヲ不傷哉ト御勘考有之度、我方ニテハ亦何様

ノ弁理イタシ、貴國ノ体面ヲ不損哉ト熟慮可致、決テ物別レノ御談判致候訳ニ無之候。何レノ國ニテモ和好ヲ嚮候事、第一ニハ候得共、殊ニ貴國トハ特別ノ關係、別テ和不傷様イタシ度」と強調しているように、日清提携路線をベースにして決して「物別れ」に終わらせないことを約束していることに注目すべきであろう。

第二回会談は八月二十四日、総理衙門において行われた。沈桂芬・麟書・王文韶・崇礼の四大臣と面談した六戸は、まず「口上ニテ申述候テハ通訳行違モ難計」として持参してきた節略を差し出し、清國側の各大臣に巡覽させた。六戸の提出した節略には、例の分島改約案が詳述されていたわけであるが、六戸はその節略を差し出すにあたって、「此法タル、両情ヲ酌量シ下場スヘキヲ商リタレハ、復之ヲ動スコトヲ欲セス」と念を押している。

巡覽し終った沈桂芬からは「此書面ヲ以テ王爺（恭親王奏折）初同列ニモ相示シ、熟商ノ上御返事可仕候」と答え、両島（亘古・八重山）の位置について質問したので、六戸は地図を持ちだして説明を加えた後、「互譲ノ弁法、此ヲ捨テ復アルコトナシ。若シ承ケラレサレハ、又前議ニ復シ、終ニ他國ノ仲裁ヲ受クルニ至ラン。此レ兩國俱ニ肩トセサル所ナリ」と強調し、分島改約案を基礎として交渉したい意向を明示した。

第三回会談は九月三日、日本公使館において行われた。沈桂芬等の四名はまず「前日ノ弁法ヲ王爺ニ示セリ。我が國モ亦別ニ所見アリ」と述べて、節略一件を呈示した。節略によれば、一体均霑（内地通商）の件については「必ずしも行わばならずと為すとは謂わず、惟、…中国既に此の條を以て之を貴國に施さば、貴國もまた此の條を以て之を中國に施すべし」と相互対等の原則を固執し、分島案については「本王大臣もまた尚お須らく詳に放訂を加うべし」と肯定的に受け止めつつ、「惟、

中国は本より人の土地を利とするの心なし。此の二島、もし貴大臣節略の言う所に照らして中国に帰すれば、中国以後如何に君長・官吏人等を置立するやは、応に中国より主持すべし」と指摘して、早くも亘古・八重山に琉球國を復旧する意圖を暗示している。

会談において六戸は「御主意丈ケハ了解致候」と述べながらも「均霑ノ条ニ付テハ後日奮取ヲ以テ弁論可及候」として直接の言及を避けた。また、王文韶が亘古・八重山の里程・戸口等の調査のため人員を派遣したいと申し入れたところ、六戸はこれを拒否し、「両島ノ儀ハ、此方調方行届候丈ケハ取調、後日御談判ノ節、入御覽可申候」と答えている。この日の会談において、清國側はこれ以上実地調査を要求することもなく、日本側の提示した琉球二分案をほとんど抵抗なく受け入れる姿勢を見せたことに注目すべきであろう。

一体均霑（内地通商）の条項については、清國側も相互均霑を要求して抵抗したため、六戸は九月七日に田辺太一を総理衙門へ派遣して日本側の意圖を弁明させるとともに、九月九日には均霑（内地通商）・加約（最惠國待遇）を内容とする改約案と分島案は「分岐スヘカラサル」旨の書簡を総理衙門へ送っている。

第四回会談は九月十一日総理衙門において行われ、清國側からは沈桂芬等五名、日本側からは六戸・田辺・井上毅他通訳二名が参加した。論議の焦点となったのは専ら均霑・加約の件であって、均霑の意味について日本側が「今、貴國に要むる所の者は、特約の謂にはあらず。貴國の他の各國に与うる所の便宜は、我が國もまた均霑を要む。これ、均霑を以て均霑に酬いる者なり」と説明したところ、清國側も「一応納得し、会談は順調に進行するかの如くであった。

この日の会談を終るにあたって、六戸は「茲ニ一言申置度候。…肺腑

ヲ打明ケ申出候事故、左様御承知相成度」と前置きし、「現在、兩國間、聊異言有之ハ、各國ニモ承知ノ事故、各國ノ内ニハ益々コレヲ離間セシムヘキ方略ヲ以テ、彼是ト我政府エ申入候モノ有之、其美、煩ニ不堪候。是非共至急結局ヲ望申候」と指摘して、暗にロシアから日露提携の申し入れがあることを仄めかし、早急に妥結するよう求めたのに対し、王文韶は「有人有我（俄ハロシア）実ニ計ルヘカラス。ヨクコソ御申聞被成候。右ニテ貴國ノ御好意、能ク相分リ候」と応じて、日本側の日露提携の案振りを真意と信じ込み、感激していることに注目すべきであろう。

均霑の件についても一応納得したかの如くであった清國側は、なお抵抗を試み、九月二十五日の第五回会談においても、均霑の件が論議の焦点となった。この日、総理衙門を訪れた宍戸に対して、沈桂芬らは日清修好条規の兩國対等の精神に立って兩國間における「特約相酬」を主張した書簡を差し出すとともに、会議のなかでも「我國貴國トノ条約ハ、他各國ト其精神ヲ殊ニシ、毎事、兩々相對訂約候事ニテ、既ニ内地通商ノ儀モ、双方共ニ不許候事、通商章程第十四款ニ掲明候事ニモ有之。右ニ付、今般相許候節ハ、矢張旧日ノ精神ニヨリ、双方トモニ相許候事ニ無之テハ、不都合ニ候」と主張して、日本側にも同時に内地通商権を認めるよう要求した。とはいえ、清國側にしても、日本が「内地通商ヲ難被許事情ハ能ク承知」していたから、必ずしも清國側の要求に固執せず、最終的には「王爺初相談致シ御返事可及候」と答え、なお考慮の余地を残して退散した。第五回会談の翌々日（九月二十七日）、宍戸は総理衙門へ書簡を送り、再度、日本が欧米諸國に許していない内地通商を清國にのみ許すことは「未だ施行に便ならず」と強調し、清國側が欧米諸國に認めている内地通商を日本にも認めるよう迫った。

宍戸の強硬姿勢をみてとった清國側は、日本側の提示した分島改約案

をそのまま受け入れる外に方法はないと判断し、九月三十日、総弁の葉毓桐を日本公使館へ派遣して第五回会談で提示された日本側の条約草案を取り寄せ、具体的な条約案文の検討に入った。日本側の条約草案は、前文、第一款（宮古・八重山の清國への割讓）、第二款（第三國との現行条約にもとづく一体均霑・相酬条項）、第三款（関税自主権確立後の適正課税の約束）、第四款（将来の第三國との条約改正にともなう治外法権撤廃の約束）、第五款（日清修好条規の条項に対する追加条約条項の優先）の外に、第二款の補足規程と憑單草案から成っていた。

日本側草案の検討結果を踏まえて、総理衙門の沈桂芬らは十月七日、日本公使館を訪れ、第六回会談に臨んだ。沈桂芬はまず日本側草案の検討結果について、「第二稟（款）均霑ノ條ハ貴國現今各國ト商議中ニ在リト聞ケリ。異日之ヲ議スルモ未晚カラス」と回答し、日本側草案の均霑条項（内地通商権）を含む改約案をほぼ全面的に承認した。宮古・八重山割讓ハ琉球二分案については、清國側はすでに九月三日の第三回会談で原則的に同意し、兩島の地理・戸口等の調査を希望していたので、この日の第六回会談において、宍戸は「兩島考略彙冊」と絵圖を呈示し、北部諸島を「旧來薩摩州部内ニ屬候モノ」と説明したところ、沈桂芬は「虚説トハ不存候」と受け入れている。

清國側が琉球二分案を受け入れるにあたって、大きな関心を払ったのは、琉球復國の条件となる旧國王尚泰とその一族の「釈放」問題であった。この問題が第六回会談の論議の焦点となる。沈桂芬は条約成立後二島の処分について日本側の干渉を認めない旨念を押しつつ、「琉球旧國王ハ即今東京ニ於テ如何ノ御取扱ニ候哉」「旧國王嗣子有之候哉」「其次子三子ハ無之哉」などと質問を発し、清國へ割讓予定の二島に旧國王あるいはその子息を迎え入れ、琉球王國を復活する意思を暗示したので、

尚泰及びその一族の「釈放」問題をめぐって、六戸との間に次のような論議が展開された。

公使（六戸） 万一本国ニ罷在候旧王ノ子孫、貴國へ御渡シ可申トノ事

ニ候ハハ、条理上決テ不被行事ニ有之候。

沈（桂芬） 左候テハ、此方本来ノ主意ニ戻リ、不本意ニ候。

公使 既ニ日本ニ編輯候モノニ候得ハ、御渡シ申兼候。

沈 旧王ハ勿論、其長子ハ世ヲ襲可申候モノニ付、御渡シ出来兼候ハ

御尤ニ候。乍然、其庶子又ハ血筋ノ者モ可有之ト相伺候事ニ候。

公使 此事ハ此ニテ御答出来不申候。……

六戸が尚泰及びその子孫の引渡を峻拒したのに対して、沈桂芬はせめて

「庶子又ハ血筋ノ者」でも引き渡してもらいたいと懇願したものの、

明確な返答を得られなかったため、さらに執拗に「琉球ノ事ヲ除キ候テ

ハ、貴國ニ譲リ候事多ク有之。角迄御請求ニ応候モ、和好ヲ要候ハ勿論

ニ候得トモ、琉球ノ為、見込通処分致度見込有之候故ニ候」と強調して、

日清提携路線の枠内で琉球問題を解決するためにこれほど日本へ譲歩し

たのであるから、日本も少しくらい譲歩してもらいたいという不満を言

外に示した。これを聞いた六戸は色を正して、譲歩の多少をいうなら

「此方ニモ沢山申分有之」と切り返してきたので、沈桂芬は慌てて引き

下がり、「西島受納候上ハ、土地ハ中国ノ土地、人民ハ中国ノ人民、如

何様処分候テモ、御異論無之筋ナカラ、為念カク申候事ニ候」と当初の

確認事項を再確認することで満足し、この日の会談を打ち切っている。

尚泰及びその子息の「釈放」問題をめぐって、清國は一旦要求を取り

下げたものの、諦めた訳ではなかった。十月十日、総理衙門は日本公使

館へ照会を送り、「球王支子ノ有無」を明治政府へ問い合わせるよう要

求している。照会によれば、次のように言う。

「(前略) 本大臣等、応に定約以後、本國の宮古・八重山における所有の弁法を待って、先ず声明を行い、以て将来議論を滋生するを免かれんとす。因りて球王及びその子嗣に問及せり。貴大臣、また中國の用意在る所を知り、球王及び長子は交出し能わずと謂う。本大臣等、復たその次子に詢及するに、貴大臣、答えて知らずと稱し、並びに謂う。此の事須らく貴國の照会に憑せて本大臣より本國に請示し、再び答復すべし云々と。自ずから貴大臣敢えて專擅せざるの意に係るべし。惟だこれ、本大臣等、此の次命を奉じて球事を商弁するも、議する所の加約等の件は、均しく球案の爲に起る。中國の意は、必ず宮古・八重山両島もて中國

いかに措置するやを待って、彼此証明して方めて議を定むること能うとす。初めより土地を食ふの心あらざるなり。中國、この意始終渝ら

ず。貴大臣、諒に早に之を知れり。もしこの事、照弁し能わされば、兩月以來、彼此議論するも、必ずや筆舌を空費するを致さん。此れ、実に先に

言明を行わざる能わざるものなり。一面の商議せる各件を除くの外、應に貴大臣より迅速に貴國外務省に転報し、並びに迅かに答復を賜わらん

ことを請うべし。」

交渉の最終ラウンドにさしかかった時点で浮上した尚泰及びその子息

の「釈放」問題は、宮古・八重山に琉球王国を復活させることを意図す

る清國側にとっては、避けて通ることのできない問題として認識されて

いたわけで、この問題が解決しなければ「兩月以來、彼此議論するも、

必ずや筆舌を空費する」結果となると強調して日本側に考慮を促したの

である。

この問題は十月十二日の第七回会談でも議論の焦点となった。この日、

総理衙門を訪れた六戸・田辺・井上毅らは、麟書・崇礼・夏家鶴と会談

するに当り、まず十月十日付の総理衙門の照会に対して、「今、来文の

意は、わが国の編籍の人を得て以て二島の君長と為すに在り。わが國、理として相い渉らざるを得ず。もしわが國をして貴王大臣の意中の人を交付し、以て貴國冊立の地を為さしめば、これ、即ち兩國合謀し、互相幫助して一の琉球國を設立するなり。わが國、一面は琉球を廢し、一面は琉球を立つれば、自ずから相い矛盾す。何の体面を成さん」とこの反駁の節略を提示し、総理衙門の照會を外務卿へ転送するわけにはいかなうとして、その返却を申し出た。しかし、會談のなかで六戸は、「西島ノ人ヲ以テ西島ノ事ヲ処分被致候ハ、固ヨリ此方ニ干預不致筋ニ有之、且各位御見込ニ可成人物ハ西島中ニモ可有之」といい、あるいは「向氏ハ王家ノ一族、即同姓ニ候。右同姓、即向氏ノ一族ハ西島中ニモ可有之ト存候」と暗に亡命琉球人の向徳宏を冊立するよう勧告している。

六戸の勧告を清國側がどのように受け止めたのかは明らかではない。この日、沈桂芬・王文韶の二人は會談の場には出席していなかったため、六戸と會談したのは主として崇礼であるが、崇礼はただ「御書面ノ趣ニテハ、聊当方見込ト相違候処御座候様ニモ候得共、和好專一ト相心得候事故、何レ商議ノ上、猶御相談可致候」と述べるにとどまっている。しかし、「和好專一」すなわち日清友好最優先の観点から問題解決の方法を模索していた総理衙門の諸大臣たちは、尚秦と「同姓」の「向氏ノ族」の一人、すなわち向徳宏が天津の李鴻章のもとに匿まわれていることに想い通りに、宮古・八重山に冊立すべき琉球王の人選問題に明るい展望を見出したものと思われる。

第七回會談から十日後の第八回會談は、十月二十一日、総理衙門において行われ、最後の會談となる。この日、総理衙門を訪れた六戸・田辺・井上らに対して、沈桂芬らは「此案ヲ開商セシヨリ既ニ三月ニ亘レリ。要スルニ、事東洋ノ大局ニ関リ、和好ヲ願全スルヨリ起見シタレハ、此

弁法ヲ以テ協結セント欲ス」と告げ、日本側草案を基礎に七回にわたる會談の成果を条文化した「西島交付ノ専条」「加約條款」「予約憑單」を提出した。一読し終わった六戸は、「何レモ異存無之候」と同意を表明し、ついで批准書交換の手續きに言及しながら、「協議相成候上ハ、明日ナリ明後日ナリ調印候様致度候」と申し出た。しかし、沈桂芬は「協議ニハ相成候共、猶一応内奏致候手續ニ付、此先ハ十日程猶予有之度候」と希望したので、六戸もこれに同意するとともに、調印後三ヶ月内に批准書を交換することを約束させた。

かくて、最終會談を終えるにあたり、六戸は「此一案、団円ニ至り候儀、本大臣ニモ奉命ノ甲斐有之、大慶ニ候」と円満妥結を慶び、沈桂芬もまた「此案ノ団円ハ御同様大慶ニ存候。兩國、此ヨリ弥和厚ヲ厚致度儀ニ御座候」と応じて、日清友好の深化を希望した。ここに、二カ月余の正式交渉は妥結し、十日後の調印を待つばかりとなる。しかし、円満妥結を慶ぶにはまだ早すぎた。清國の側には、琉球人の意向を確認する課題が残されていたからである。

註

- (一) 『日本文年表並主要文書』上、八頁。
- (二) 『琉球所屬問題』「沖縄県史」⑤、三三頁。「台湾琉球始末」卷七、二三頁。
- (三) 『台湾琉球始末』卷七、三頁。
- (四) (五) 『琉球所屬問題』「沖縄県史」⑤、三三頁。
- (六) 『琉球所屬問題』「沖縄県史」⑤、三三頁。
- (七) 『琉球所屬問題』「沖縄県史」⑤、三三頁。『台湾琉球始末』卷七、三三頁。

と指示している。

(四) 『琉球所屬問題』『沖縄県史』⑤、三〇頁。

(五) 『台湾琉球始末』巻七、三六頁。

(六) (四) 『琉球所屬問題』『沖縄県史』⑤、三〇頁。

(七) (三) 『琉球所屬問題』『沖縄県史』⑤、三六頁。

三、琉球人の意向と何如璋の献策

「琉球の所屬が決定された迄の琉球を中心とした日本と清国との間の外交は、外交史上にも比類稀れなる秘密外交」であつたと評されるように、正式交渉の期間（一八八〇年八月十八日～同年十月二十一日）でも、交渉内容に関する具体的な情報は、両国の外交当局者以外には、ほとんど伝わらなかつた。とはいえ、前述のように、亡命琉球人たちはすでに一八七九年十月の時点で、琉球分島案に関する情報に接していたから、日清間の正式交渉の進展に重大な関心を払い注目していたであろう。蓋し、北京滞在中の毛精長・蔡大鼎・林世功らは、正式交渉の前後に総理衙門の恭親王奕訢らへ繰り返し請願書を提出し、琉球救援を訴えているからである。

正式交渉開始の五日前（八月十三日）、毛精長らは総理衙門へ提出した請願書のなかで、最近福州へ到着した琉球人からの情報にもとづいて、「現在、閩国〔琉球〕、宗社社稷の廟壇と成るを痛み、国王・世子の未だ回らざるを憂ひ、号泣塗に載ち、倉皇として措を失ふ。兼ねて以て内は三府より外は属島に至るまで、惨ましくも日本人の豺狼の如き成性もて苛政暴斂するに遭ひ、終に離散するに至る者、已に枚挙すべからざるなり。中朝〔清国〕の救援を仰ぎ望むこと、赤子の慈父母を望むが如

』と強調しているが、ここにいう「三府」とは沖縄本島の島尻・中頭・国頭のことだ。「属島」とは宮古・八重山を意味している。この時点で毛精長らが分島問題を意識していたのかどうかは明らかでないとしても、日清間の正式交渉の開始が近いことを察知していたものと思われる。

日清両国代表団が正式交渉に入り、第三回会談（九月三日）で琉球二分案に合意してから五日後（九月八日）に、毛精長らは再び総理衙門へ請願書を提出し、「号懇すらくは、王爺および大人、深く焚溺を救ふの鴻慈を垂れ、立に駐京の倭使〔日本国公使〕に伝召し、之に諭すに大義を以てし、之を感ずるに声靈を以てし、我が君主を還さしめ、我が国土を復さしめらるるを賜はらんことを」と訴えている。六戸公使と総理衙門の諸大臣との間で正式交渉が展開されつつあることを察知した毛精長らが、「君主」と「国土」の返還を、琉球側の要求として提起していることに注目すべきであろう。正式交渉において清国側が尚泰及びその子息の引渡しを要求したのも、毛精長ら亡命琉球人の請願を配慮せざるをえなかつたからであると思われる。琉球の要求する「国土」については、清国側はすでに琉球二分案にもとづいて清国へ割譲予定の宮古・八重山を琉球へ「返還」する方針であつたが、その情報を毛精長らがキャッチしたのは九月下旬のことである。

九月二十八日、毛精長らは「琉球分島は琉球滅亡と異なることなければ、分島案に断固反対し、琉球全土の回復に尽力されたし」との請願書を総理衙門に提出し、次のように訴えている。

「頃、閩に留まるの前進貢都通事官蔡徳昌等の書函に拠るに称すらく、本年（光緒六年）七月、復た風に漂ふの難民人等、閩に抵るあり。当即に國情を詢訊したるに、仍お前由に同じ。但、伊等風聞するに、日本は球土を三分し、其の二を（琉球に）還給するか、或は属島を割与して、

(王を)立てて琉球と為さんとす等の語あり。(毛精)長等、(書)信を閱るの下、驚怖に勝へず。

伏して念ふに、敵国内に三府あり。東西の寛き処は数十里に過ぎず、南北の長さは四百里に足らざるなり。外に三十六島あり。其中、八島は業に前明の萬曆年間に倭の占去を被る。現に三十六島あるも、皆海中の挙石にして窮荒特に甚だしく、土地は復た礮瘠たり。物産は絶へて少なく、人戸は稀疎なり。其の一切の衣食・器物は、(供)給を三府に仰がざるなし。夫れ、三府二十八島を以て國を立つること尙お難し。況や、國土を割き、島を分てば、將た又何を以てか國を立てん。既に以て國を立つるに足らざれば、名は存(國)と曰ふと雖も、何ぞ亡(國)に異なるあらんや。

此等の情形は諒に早に巳に大人の洞鑿の中にあれば、忝に上は天朝歴聖の翼覆せらるるの鴻慈を体し、下は敵國の先王宗社の世土を察せられ、旧に依りて邦を立つるを恩賜せられ、以て貢典を復するを蒙るべし。惟だ是れ、(毛精)長等既に此の信「ニュース」を聞きて緘黙しがたく、此れが為に冒昧を揣らず、先ず陳明を行ひ、叩きて王爺及び大人の前由を電察せられて妥よく弁理を為されんことを乞ふ。並に諭示を俯賜せられんことを懇ふ。

毛精長らが入手した琉球分島案の内容が二分案であったのか三分案であったのか、この請願書の限りでは必ずしも明らかではないものの、「何を」属島を割与」する案、すなわち二分案が採用された場合には、「何を以てか國を立てん」と強調して断固たる反対の意思を表明し、「名は存(國)と曰ふと雖も、何ぞ亡(國)に異なるあらんや」と訴えて、不条理な二分案に危機感を募らせていることに注目すべきであろう。

毛精長らはすでに前年十月の時点で、天津滞在中の向徳宏から琉球三

分案に関する情報を得ていたわけであるが、二分案の情報をどこから入手したのであろうか。前掲の請願書によれば、毛精長らは福州滞在中の亡命琉球人蔡徳昌からの書函を根拠とし、蔡徳昌らは福州へ到着した琉球人避難者からの情報として伝えている。前掲請願書の記載が事実とすれば、当時、琉球の内部でも琉球分島交渉に関する情報がかなり広範に流れていたことになるけれども、「外交史上でも比類稀なる秘密外交」の内部情報がどのようなルートを経て琉球へ伝えられたのか、検討に値する興味深い問題である。

確かに、清國側は九月三日の第三回会談で琉球二分案に合意して以後、尚氏をはじめ琉球人の意向を確認する必要に迫られていたので、駐日公使の何如璋にその旨要請している。総理衙門の要請電報を受け取った何如璋は、早速、「球王」尚泰を訪ねて問い質し、「球王に中城王子・官野濱王子あり。去歲、王に隨いて東來せり」という事実を確認したが、その他のことは知ることができなかったため、尚泰に随行して東京に滞在中の「法司官の馬兼才」に密書を送り、「一切を詳問」したところ、馬兼才の回答により、①「王の長子尚典は年十七歳、次子尚寅は年十五歳、均しく東京に在り。四子尚順は年八歳、王叔尚健は年六十三歳、王弟尚舜は年三十四歳、その他尙お從兄弟・親族は、均しく仍お琉球に在り」、②「球王と南部の宮古・八重山に小王子を立てることを商議したるも、王の意は欲せず」という事実が判明した。

馬兼才の回答を総理衙門へ報告した書函において、何如璋は、当初は「南部小なりと雖も、終に無きよりは勝る。支を分ちて嗣を承がしむれば、終に滅びるよりは勝る。」と考えていたけれども、その後よく考えみると「その(尚泰の)言、また情理なくんばならず」とコメントし、「球王」が南部(宮古・八重山)に小王子を立てることを欲しない理由

を、次のように推測している。

「宮古は九島（…）を合わせて称と為すと雖も、周廻は二百里に及ばず。八重山は十島（…）を合わせて称と為すと雖も、周廻は百里にも及ばず。且つ各島は零星にして、地瘠せ産微く、向に中山に隸し、祇、貢献を供するのみ。派する所の官は、在番（官名）・筆者（官名）数人に過ぎず。餘は皆土人を選びて之と為す。政令多くは自主に由る。僅かに此の区々の土もて一君を立てんと欲するも、固より供億に難し。之をして一小主を奉ぜしむるも、島民またいまだ必ずしも服従せざるを慮る。球王東京に来るの後より、日本はその本国廢藩の例に照らし、王の有する所を核べ、給するに十の一を以てす。去歲、大蔵省より予ふるに十四萬金を以てせり。土を獲るとせば、恐らくは須らく金を還すべし。球王に在りては、固より自ら願わず。一少子を分つも國を成す能わざれば、その欲する所にあらざるは猶お人情のごとし。」

「球王」は尚泰の立場に立って考えれば、南部（宮古・八重山）に小王子を立てることを欲しないのも、「情理」があると納得したもの、他方で、「中国の争いに出る所以は、原より滅を興し絶を繼がんと欲すればなり」との観点から、何如璋は「苟に三分の分属を得て、仍お南部を挙げて球に予ふれば、事固より了るべし。而れども中部諸島は日人終に交還するを願わず。今に及んで南部は我に帰するの議あり。我、挙げて以て球に界えんと欲するも、球人反って敢えて受けず。是れ、我の意思は俱に隠され、井法またこれに因りて窮せり」と指摘し、琉球三分案ならまだしも、二分案を受け入れたばかりに窮地に陥ってしまったことを告白している。かくて、この窮地を抜け出すために、「反覆尋思」して善後策を検討した何如璋は、次のような「井法」を総理衙門に提案した。「この次立つる専条中に於て、一条を声明して曰ふべし。今より中部

諸島は均しく日本の管理に帰するも、惟、首里一城は仍お旧王尚泰に還し、それをして國に還り、世々宗廟・墳墓を守らしむ。日本は尚泰一家を待つに、務めて須らく優厚たるべし云々、と。即ち球記また斬られざるべく、球王は故土に帰るを得て、重ねて骨肉を完うし、尽く拘束を釈かるれば、また尚お庇に天恩を完戴すべし。

査するに、日本、旧日、藩を廢するに、所有る各藩王は、或は京に居り、或は本土（地元）に居り、均しく自便を聽す。（即ち琉球旧日付属するの薩摩藩の旧王島津久光は、今は薩摩に在り）。而して稱して華族と為し、仍りて世々その家を守り、その祀を絶たざらしむ。即ち此の一節を將って、彼の使と議論すれば、彼また辞の拒むべきなからん。此の説もし行わるれば、祀を絶つの一節に於て、尚お一線の延を保つべし。」要するに、窮余の一策として、何如璋は首里城返還・尚泰釈放論を大真面目に提案したわけであるが、なお二分案の受け入れを前提として、次のような試論をも展開する。

「惟、南部の宮古・八重山諸島を割きて以て中華に隸すること、アメリカ前總統グラントに在りては、此れ、大平洋來往の要道たれば、中國に自ら管理すべしと謂うも、中國に在りては、義に始まりて利に終わり、球人の土を得て反って日人の勝を分つを慮かれれば、中國は管理するに便ならずと謂ふ。惟、今日の議、既に割きて以て華に隸せんと議し、此の彈丸墨子もて、之を球王に界えんとするも、球王また受けず。その自治を聽せば片土自ら保つに足らず。萬一他人に竊まれ、この地に拠りて台湾・澎湖に逼処すれば、恐らくは臥榻軒睡の憂を貽さん。引きて自ら管すると為し、内地と相い同じからしむれば、既に土を得るの嫌あり。また疆長及はざるの患あり。再四尋思するも、また措弁し難し。庇に此の南部諸島を將て内属と声明し、以て西歐諸國の地を占めるの意を絶ち、

然る後に再び琉球王の親族を以て、之をして治理せしめ、従前の臺南・貴州等処の土司と一体にせんことを請うべきに似たり。即ち我その土地を食する名なく、彼の球王またその支脈を分衍すべし。而して此の刻、必ずしも官を設けざるも、また并じ難きことなかるべし。」

名分論上の立場から南部諸島の収管を躊躇する何如璋は、ひとまず内外に南部諸島を清国の「内属」と声明し、然る後に「球王の親族」を捜し出してきて、土司として自治せしめるといふ一策を建議したわけであるが、何如璋のこの建議は琉球二分案を受け入れるという前提に立って、いかにして名分論と整合させるかという観点から提起されたものであり、ここには國權主義的外交論の片鱗さえ見出しえないことに注目すべきであらう。

南部諸島に琉球王を冊立することを欲しないという尚泰の意向は、何如璋を窮地に陥れ、窮余の一策を建議せしめたわけであるが、他方で、何如璋から琉球二分案の情報を伝えられた在京の琉球人たちも、事態の意外な展開に驚愕し、その対応をめぐって激しく論議した。この間の事情を、尚泰の側近であった喜舎場朝賢は次のように伝えている。

「琉球分島の事件、明治十四年に至て、清国政府は東京駐紮清国公使をして示談せしめ、宮古・八重山両島を清国に割譲せんことを求む。日本政府は之を許す。然れども、旧藩主は華族に列したれば、之を戻すことを肯んぜず。他に王族の者を立て王とすべしと云ふ。清国公使、竊かに此趣を在東京旧藩官吏等に報知し、可否を求む。官吏等、之を議したるに、議論兩派に分かれ、一方は、之を謝絶すべし、至小の島嶼、國を建つべからずと言ひ、一方は、暫く別に王を立て、両島に建國すべし、若し清国乾隆皇帝の如き英明の主出する時は、日本を伐て琉球全島を取戻し、國家中興すべしと言ふ。旧藩王、後議を喜ばず謂ふ。事成るとき

は、我を率じ、成らざるときは我を棄て、他に王を立てべき乎。」

琉球分島問題をめぐる日清間の外交交渉を「明治十四年」のこととし、駐日清国公使が日本側へ宮古・八重山の割譲を求めたかの如く記述している点で、喜舎場の記述には不正確さや誤りが含まれているけれども、前掲の何如璋の總理衙門への報告内容を参照すれば、一八八〇年（明治一三）九・十月の間に、琉球二分案受け入れの可否をめぐる論争が在京の琉球人たちの間で展開され、尚泰は受け入れを否とする意思を表明したことについては、ほぼ事実に近いとみなしてよいであらう。ここでは、在京の琉球人のなかに、南部諸島への建國を主張するものがあったことに注目しておきたい。琉球二分案に関する情報が在京の琉球人からさらに琉球内部へ伝えられ、論争を拡大した可能性も否定しえない。折しも、論争は清国内部でも始まろうとしていた。

註

(一)三浦周行「明治時代に於ける琉球所屬問題(第一回)」『史学雑誌』第四二編第七号。

(二)(三)拙稿「琉球救國請願書集成(一)(二)・二文書」『琉球大学教育学部紀要』第三十集第一部。

(四)一八八〇年九月二十八日付の總理衙門宛の請願書によれば、「(毛精長等已に本月(光緒六年八月)初四日(九月八日)、憲報に叩謁し、早かに救難を賜はらんことを泣懇せり。即ち伝諭を奉じたるに、汝等の國の事件は現に迫に弁妥しつあり等の因あり。長等、感激して涕泣し、措く所を知らず。」(前掲拙稿二・二文書)という。同年九月八日の時点では、毛精長らはまた琉球二分案について日清間に合意が成立している事実を知らなかったのである。

(五)(六) 東恩納文庫所蔵「北京投稟抄」所収。前掲拙稿二二文奇。

(七) 毛精長らは琉球二分案に関する情報を天津の向徳宏から入手した可能性も否定できない。蓋し、向徳宏は李鴻章から情報を入手しうる位置にあり、李鴻章は正式交渉の期間に、絶えず総理衙門と連絡をとっていたからである(第三章第一節参照)。総理衙門→李鴻章→向徳宏→毛精長のルートで琉球二分案の情報を入手したことをカムフラージュするため、毛精長らは総理衙門への請願書に別の情報ルートを記載したのかも知れない。正式交渉で琉球二分案に合意したのは、九月三日のことであり、それ以前に二分案の情報が琉球へ伝わっていたとすれば、明治政府の側から伝えられたと考える外はないけれども、明治政府がそのような情報を琉球人へ漏らす可能性はない。

(八) 前掲三浦論文。

(九) (一〇)(一一)(一二)(一三)(一四)(一五)(一六)(一七) 何如璋「復総署給弁論為琉球王立後書」『茶陽三家文鈔』六四一―六七頁。

(一八) 喜舍場朝賢「琉球見聞録」一四九頁。

IV 条約調印可否論争と亡命琉球人

一、分島改約案妥結前の論調

日清間の正式交渉開始の直前に、「聯日孤俄」の見地から「球案速結」を上奏したのは張之洞であるが、正式交渉の期間(一八八〇年八月十八日〜同年十月二十一日)、つまり分島改約案妥結以前に、早期妥結をもっとも熱心に主張したのは、两江総督・南洋大臣の劉坤一であった。日本側の穴戸全權大使がロシアの日清離間策・日露提携工作を清国側へ灰め

かした第四回会談の翌日(九月十二日)、劉坤一は上諭の諮問に回答する「密摺」において、「俄人の詭譎なること異常なれば、中国の現有の煤(石炭)を広収し、わが兵輪・商輪・船政・機器の各局の日用必需とする所の者をして、均しく窘しむ所と為らしめざるを保し難し」と強調し、ロシアの石炭買占めに對抗する措置を提案しつつ、次のように論じている。

「日本の俄事を助くるの所は、或は第^五之を理勢に揆るに、^是くは然らざるに似たるあり。日本は北に俄と隣す。樺太・千島の互換は、その心の願う所にはあらず、勢いに屈して敢えて争わざるのみ。その俄を防ぐこと、中国を防ぐより甚だし。臣、前に都門に在りて日本の使臣と暗談すること兩次、彼屢々唇齒相^互依るを以て言と為す。たとえその語、^是くは中よりせざるも、利害は實に是の如きに係る。臣愚^以為^はく、中俄萬一事あるも、日本は必ず万国公法に照らして自ら局外に処^す、未だ肯えて之と合謀し、徒らに俄をして日に益々強^くし、以て怨みを中国に結^ばざるに似たり、と。該国の商務は、現在、南洋各口の報ずる所、並^たえて允^すべくして未だ允^さざるの案なし。僅かに光緒五年、日本領事、江海関に在りて煙酒兩税を免せんことを請^うあり。稍や弁論あるも嗣^いて議定まる。進口の煙は三四十斤、酒は一二百斤を以て度と為し、その免税を准^し、多ければ照徴す。後また並^たえて未だ再び請^う所あらず。臣、仍^もお当^に各関道に密飭し、此の後、彼の國と商務を交渉するには、均しく条約に按照し、一律に平を持し、稍^や偏枯に涉りて俄人をして藉りてその句結を施すの計を得せしむるを得るなからしむべし。」

伊型問題をめぐるロシアとの緊張を考慮しながら、劉坤一は日露の「合謀」「句結」を防ぐために、日本の商務上の要求に柔軟に対応すべしと主張するわけであるが、清露が戦争に突入したとしても日露の提携は

ありえず、日本は中立を守るであろうと予測していること、日本外交当局の「唇齒輔車」「同文同種」のスローガンを文字通り信用していたわけではないけれども、日清提携路線を支持し推進する立場に立っていることに注目すべきであろう。

総理衙門の諮問に回答した同年九月十四日付の返書においても、劉坤一は「日本、既に六戸使を派して球事を商弁すれば、坤一愚見するに、稍や通融を予ふるを妨げざるに似たり」と日本への譲歩を勧告しつつ、「若し必ず球を存するを以て言と為さんか、彼は之を絶ち我は之を続けんとすれば、益々彼の不義を形わさん。彼、何ぞ肯て従わんや。且つ、中国の球を存するを允さば、又何ぞ必ず自ら之を存せざらんや。彼ここに於て美に能く藩るの勢あり。中国、球を存するには須く球の旧君を立つべし。別に他人を立てる能わず。球君もし遠くに適きて外に在れば、我なお援けて之を島中に納るべし。然れども僅かにこの南部二島のみにして、已に以て國と為すに足らず。況や現在、球君は已に日本に拘管せらるれば、何によりてか取りて之を立てんや」と指摘して、琉球復旧の困難性を強調した上で、「惟、彼既に修約の議あれば、球事は尤も応に早結し、彼の夜長くして夢多きを免るべし」と主張して分島改約案の早期妥結を促している。

また、名分論の見地から南部二島の収管を躊躇する見解に対して劉坤一は「分島の説は、美前総統より出でて並えて中国先に此の見地あるにはあらず。日本より交出したれば、更に諸を球人より取るにはあらず。中国、議を允すも、各國之を視て、また球を存する能わず並びに地を得る能わざる者とは迥に殊なるとせん。日本、二島を以て中国に帰せんとするは、また強に憾を積かんことを求め、既得の地を以て中国に譲与せんとするに係る」との見地から南部二島の収管を合理化しつつ、琉球の

歴史的運命について次のように論ずる。

「夫れ、球小弱にして、日本の側に遇処すれば、終に必ずやその併呑を被るは勢いなり。球、日本の滅ぼす所と為るの後、中国また之を存せんと欲するも、極めて是れ難事たり。況や此の時勢に値るをや。姑く請う所を允して以て此の案を了し、即ち以て俄の謀を伐ち、日本の好を固むべきや否や、伏して鈞裁を俟つ。」

琉球は所詮日本に併呑される運命にある、という認識を表明しつつも、劉坤一は姑く日本の要求を受け入れて分島改約案の交渉を結了すべしと提案するのである。分島改約案の早期妥結を総理衙門へ勧告した翌日（同年九月十五日）、劉坤一は李鴻章あての書函においても、「日本の使臣、現に訳署（総理衙門）と球事を議結し、南二島を以て我に帰せんとすれば、此に就きて局を了るべきに似たり。否れば、琉球は決して復すべからず。日本またいまだ遠に凶るべからざれば、此れを捨てて何に従りてか収手せんや」と強調し、分島改約案を受け入れる以外に解決の方法はないことを力説しているわけであるが、ここでは分島案が琉球「復活」の方法として考慮されていることに注目すべきであろう。同様の趣旨は同年十月十日の総理衙門あての書函においても繰り返され、伊犁問題をめぐって清國は「現在、俄と鮮を構えつつあれば、日本、之と合謀せざるを免れ難し。故に此れに就きて駁論し、以て敵の交を伐ちて我の好を固めざるを得」ないこと、琉球は日本に近く「中国よりは遠く重洋を隔て、甚だしくは関係するなく、高麗と越南・緬甸等の國の如く我と近隣し唇齒相い依るの勢あるにはあらざる」ことを指摘している外、「南両島を以て、重ねて琉球を立て、一線の祀を延らえしむれば、亡を存し絶を繼ぐに負かざるに庶からん」との見解を表明している。

同じく日清提携路線を前提としながらも、劉坤一が名分論よりも清國

の現実的利害關係を重視する立場から琉球分島問題へアプローチしたのに対して、名分論をより重視する立場からアプローチしたのは駐日公使の何如璋であった。何如璋は同年九月頃の總理衙門あて書函に於て、「我は絶を継がんと志すも、彼は土を裂かんと欲すれば、誠に溟泊し難し」と予測しつつ、「然れども南島を我に帰せんとすること、既に彼の口より出づれば、以て球人に給還するも、自ら彼の願う所たらん」と指摘して、清國へ割讓される宮古・八重山を琉球人へ返還するよう示唆している。

總理衙門あての書函を発送したのと同じ頃（九月二十一日）、何如璋はまた劉坤一へも長文の書函を送り、そのなかで次のように提案した。

「此の案（琉球分島案）、もし議する能わば、北島を以て日本に歸し、中南諸島は琉球に歸し、その自立を賜すこと、誠に上策たり。たとえ然らざるも、中南諸島を琉球に歸し、その（日本の）専屬とするを許さば、また局を結ぶべし。」

要するに、何如璋は名分論の観点から、あくまでも琉球の復活に拘り、中南諸島の琉球への返還、琉球自立の上策を実現することが無理だとしても、旧琉球王国の復活につながる中南諸島の返還を前提として、琉球の日本専屬を承認すべしと提案しているのである。日清両国の正式交渉の第三回会談（九月三日）において、琉球二分案が合意された後も、何如璋はなお名分論に拘り、首里城返還論、南島の清國內屬論・土司自治論などを建議したこと、前述の通りである。

李鴻章もまた名分論に拘りながらも、何如璋ほどには日本側の琉球二分案へ抵抗しなかった。日清間の正式交渉の期間、李鴻章と總理衙門は絶えず連絡を取り合い、日本への対応策を協議していたのであるが、李鴻章は一八八〇年八月二十八日付の總理衙門あて書函において、次のよ

うに提案している。

「竹添の三月十一日（四月十九日）の函内に詳言すらく、琉球の北部諸島は久しく経に日本に割讓せり。茲にその併する所の者は、乃ち中南二部なり。若し議して南部の宮古・八重山二島を將て、改めて中國に屬せしむれば、已に琉球全部の半ばに居る、と。その書、曾て台覽に鈔呈せり。諒に杜撰にはあらざるなり。此の事、中國は原より困りて以て利と為すにはあらず。もし請う所を准さば、亦に中國より仍お南部を將て球王に交還して駐守せしめ、藉りて宗祀を存せしむべし。兩國の体面、やや保全するを得るに庶からん。条約を酌加するに至っては、来年の修改の時を俟ちて再議するを允すべし。もし此れに就きて論を定め、小結束を作す能わば、或は俄人の外に於て、また一敵を樹てざるべし。当ありや否や、尚お卓裁を祈る。」

日清間の正式交渉が開始されてから十日後に発送されたこの書函において、李鴻章は明確に日本側提案の琉球二分案（南部二島割讓案を受け入れるべしと勧告しているわけで、總理衙門がこの書函によって大きな影響を受けたことは、六日後の第三回会談（九月三日）において分島案に合意したことから窺知される。

もっとも、尚秦の引渡し問題を含めて宮古・八重山に冊立すべき「琉王」の人選問題については、李鴻章も染観視していたわけではなく、第三回会談の当日に、李鴻章は再び總理衙門へ書函を送り、「鈔示せられたる日本へ覆するの節略は、面面周到にして、君長・官吏を冊立するの一節は、隱に弁法内に在るを寓すれば、自らその外務省の覆准を待ちて、始めて議を定むる能うべし。琉王は東京に留置せらるれば、恐らくは放還し難し。若し別に酋長を立て賢を扶びて置守せしめんとするも、また大いに易からず」と指摘して、尚秦の引渡し問題、あるいは尚秦に代わ

る「琉王」の人選問題の困難さを予測している。李鴻章の予測通り、日本側は尚泰の引渡しを拒否したものの、十月十二日の第七回会談において、宍戸全權大使は亡命琉球人の向徳宏を「琉王」に立てるよう暗に勧告しているから、李鴻章は天津滞在中の向徳宏に白羽の矢を立て、説得にかかったものと思われる。かくて、分島問題をめぐる日清交渉の帰趨は、向徳宏をはじめとする亡命琉球人の去就によって大きく左右されることとなるのである。

註

- (一) 「劉坤一遺集」奏疏、卷十六、一六頁。
- (二) 「劉坤一遺集」奏疏、卷十六、一七頁。
- (三) (四) (五) (六) (七) 「復讞書」劉坤一遺集「書牘」、卷十七、二二～二三頁。
- (八) 「復李中堂」劉坤一遺集「書牘」、卷七、二三頁。
- (九) 劉坤一は同年九月十九日付の何如璋・張斯桂あての書函においても、「日本仍お前議を申ね、南二島を我に帰せんとす。此れに就きて暫く了局と為し、以て俄交を伐つ能うや否や。想うに、執事必ず成算あるべし。固より義を以て始まる者は利を以て終わるべからず。且つ南二島は我に於て何の裨かあらん。徒に日本の為に論ずれば、既に問罪出師する能わず。此れを捨てて究に何の策ありて以て絶を繼ぎ亡を存すべけんや」と強調している(「復何十城・張魯生」劉坤一遺集「書牘」、卷十七、一四頁)。
- (10) (11) (12) 「致総署」劉坤一遺集「書牘」、卷十七、一七頁。
- (13) (14) 「与総署論球事書」來陽三家文鈔「五八頁。
- (15) 「致総署論球事書」清季李外交牘(琉球篇)。なお、何如璋は同じ書函

のなかで、「本年二月(一八八〇年三、四月)、彼(日本)員を遣わし潜に合肥の伯相(李鴻章)に謁見せしめ、南島を得て我に帰することを願うに當り、如璋、書を伯相に上り、擬して北島を得て日本に帰し、中南両島は國を復し君を立て、また日本の主治するを聽し、惟、日本の主治内に於て、条約に權限を立定すと声明するか、或は君を立つるは仍お我より認許せんとす。謂うに、かくの如くすれば、沖繩県は以て撤せざるべく、琉球また尚お半主の國に似たり。伯相の覆書は以て未だ可ならずと為す」と指摘している。日本側の琉球二分案が提示された当初から、

何如璋は対策を提案しはじめていることに注目すべきであろう。

- (16) 「商改俄約兼論球案」李全集「訳書」、卷十一、二九頁。
- (17) 「俄防漸解並議球事」李全集「訳書」、卷十一、三三頁。
- (18) 「琉球所屬問題」沖繩県史⑩、二五九頁。

二、向徳宏の泣訴と李鴻章の豹変

琉球問題をめぐる日清間の正式交渉の期間(一八八〇年八月十八日、十月二十一日)、総理衙門は南北洋大臣や駐日公使と絶えず意見を交換し合い、彼らの見解や勧告を参照しながら日本側代表团との交渉を推進した。総理衙門が日本側の提示した分島改約案をほとんどそのまま受け入れて条文化したのも、李鴻章・劉坤一・何如璋らの勧告と原則的な賛成があったからに外ならない。とりわけ、対日交渉に大きな影響力をもっていた李鴻章は、すでに竹添進一郎との予備交渉の時点(一八八〇年三、四月)から、基本的には琉球二分案の受け入れを総理衙門に勧告し、正式交渉の過程でも同様の勧告を繰り返していたので、総理衙門は李鴻章の勧告に従い、正式交渉の初期の段階で、ほとんど抵抗なく早々に日

本側の琉球二分案に合意したこと、前述の通りである。しかし、総理衙門をはじめ李鴻章・劉坤一・何如璋らは琉球復旧という名分論上の目標を放棄したわけではなく、琉球二分案によって清国へ割譲される予定の宮古・八重山に琉球王を冊立する可能性を追求した。かくて、琉球王の人選問題を検討する過程で、李鴻章は天津滞在中の亡命琉球人＝向徳宏の意向を打診したわけであるが、その間の事情を、李鴻章は一八八〇年十月十九日付の総理衙門あて書函において、次のように報告している。

「六戸、球案を議論するに、僅かに能く我に南島を帰し、仍って彼には加約二条を許さしめんとす。詢うに球王および子嗣を以てすれば、堅く交出し能わずと称して乃ち謂う。球王の宗族は尚姓を避けて向姓と為す。向の人は各処に皆あり云々、と。明らかに在津の向徳宏を指して言うに似たり。此の外、いまだ向姓あるを聞かず。また徳宏の如き名位の者の風なし。即ち法を設けて詢問せり」

六戸全權大使と総理衙門との間の第七回会談（同年十月十二日）において、六戸が「両島ノ人ヲ以テ両島ノ事ヲ処分被致候ハ、固ヨリ此方ニ干預不致筋ニ有之」とか、「向氏ハ王家ノ一族、向氏ノ族ハ両島中ニモ可有之」と語って向徳宏の存在を示唆したことは、総理衙門から李鴻章へも知らされていたわけで、「球王の宗族は尚姓を避けて向姓と為す。向の人は各処に皆あり云々」という六戸の指摘を、李鴻章は「明らかに在津の向徳宏を指して言うに似たり」と判断していることに注目すべきであろう。李鴻章の同書簡は、ついで向徳宏と李鴻章との関係、向徳宏の地位と人格、向徳宏に対する「詢問」の結果等について次のように報告している。

「査するに、向徳宏は去秋、門に墮りて救を求め、涕泣出血してより

以後、鴻章即ち妥為く署の西の大王廟内に安置せり。伊、屢々来りて援を乞うも、以て応ずべきなきを愧じ、人をしてそれに球に回るか、或は他処に赴かんことを勧めしむるも、また苦守して動かさず。資斧乏しきを告げ、日食糲かざるを聞き、量りて濟助を加うるも、いまだ数々之に接見するに忍びざるなり。その忠貞・堅忍の操は申包胥に視ぶるも、殆ど過ぎるあり。頃、津海關鄭道に属つけ、旁より己が意を以て伝詢し、一切の筆談問答は、具に十四・十五日の別摺に載せたり。又自ら草圖一紙を給きたれば、鑒閱に恭呈す。向徳宏は確かに球王の族属・至戚に係り、前に紫巾官と為りたるはまた甚だ頭かにして明白の事態たり。忠義守るありて賢と謂うべし。若し別に（王を）立てんと図れば、此れより過る者なし。然るに、称する所、八重山・宮古の二島は、土産貧瘠にして自立し能うなく、尤も南島を割きて別に監國を立てるは、断断として遵行し能わざるを以てす。竟にまた地に伏し、大哭して起たず。仁賢敬すべく、孤忠また憫むべし」

要するに、李鴻章がここで指摘していることは、第一に昨年（一八七九年）天津の李鴻章のもとへ訪ねて来た向徳宏が、屢々琉球復旧のため救援を要請し続けていること、第二に、李鴻章は向徳宏の要請に応えられないのを愧じ、帰国するか他所へ赴くよう勧めたが、向徳宏は頑として動こうとしないこと、第三に、李鴻章は向徳宏の立場を配慮して大王廟に住まわせるとともに、生活費の欠乏に苦しんでいると聞いて経済的援助を与えていること、第四に、最近、天津海關の鄭道台が李鴻章の命を受けて向徳宏に「詢問」した折の筆談問答は、李鴻章の別の上奏文に掲載されていること、第五に、向徳宏の忠貞・堅忍の節操は春秋時代の申包胥に勝るものがあり、且つ向徳宏が琉球王の親族であることは明白な事実であるので、尚泰以外の人物を琉球王に立てるとすれば、彼以

上の人物はいないこと、第六に、当の向徳宏は貧瘠の南部二島だけでは自立できないといひ、とりわけ南部二島を分割して復讐せんとする分島案は「断断として進行し能わず」と泣いて訴えていること、これである。琉球二分案断固反対を泣訴して止まない向徳宏の「仁賢」「孤忠」に心を動かされた李鴻章は、遂に従来の二分案承認の態度を変更し、同書簡において総理衙門へ次のように要請した。

「尊処〔総理衙門〕、もし尚お未だ宍戸と議を定めざれば、此の事〔分島改約案〕、右緩を以て宜しきと為すに似たり。言者は球案を速結するを請うと雖も、究に未だ深くはその中の曲折を悉らさず。たとえ俄人鮮を開くとも、須く助を日本に借りるべきなきに似たり。而して日本、俄人を畏忌すること最も深し。その隱衷、また与に合従し難し。中国の力は夷に俄に敵わざれば、寧ろ志を俄に屈すべきも、また何ぞ必ず日本の扛幫することありや無きやに計り及ばんや。若し現議に照して球王復さざれば、無論別に某某を立てんとするも、南島は枯瘠にして自立するに足らざれば、数年ならずして必ず仍ち日本に帰するのみ。若し中国より別に官員を設け防を置くと行れば、徒に後累を増さん。内地通商の均霑の实惠を以て、一甌脱無用の荒島に易えるは、義に於て奚んぞ取らんや。既に下問を承けたれば、敢えてその愚を貢し、伏して裁択せられんことを惟う。向徳宏をして京に赴きて詢に備えしむべきや否やの処は、仍お後命を俟つ」

日清両国代表団が正式交渉を開始してから十日後（八月二十八日）に総理衙門へ送った書函において、日本側提案の分島改約案を受け入れれるべしと勧告し、早期妥結を主張していた李鴻章が、突然豹変して、妥結延期を要請する前掲書簡を総理衙門へ送ったのは、日清間の正式交渉が大詰めを迎え、最終会談において妥結する三日前の十月十九日のことで

あった。李鴻章の豹変の直接の原因が向徳宏の泣訴にあったことは前掲書簡の一節によって明白であるが、李鴻章はここで、①清露が開戦しても日露同盟の可能性はないこと、②南島は瘠せた土地で自立する条件はなく、尚泰以外の誰かを王に立てても数年ならずして日本に併合される可能性があること、③清国が統治・防衛したところで後累を増すだけであることなどを理由に挙げて、総理衙門を説得し、交渉の妥結を延期せしめようと試みていることに注目すべきであろう。

李鴻章の妥結延期要請の書簡が総理衙門へ届いたのは、十月二十一日の妥結以前であったのか、それとも以後であったのか、いまのところ明らかにはしない。「もし尚お未だ宍戸と議を定めざれば」、妥結を延期されたしと要請しているところからすれば、李鴻章もまさに妥結の時期にあると判断していたことは明らかである。当時の天津と北京の間の交通事情からすれば、どちらの可能性も想定しうるけれども、総理衙門が李鴻章の要請を敢えて無視して妥結したとは考えられないので、恐らく十月二十一日の妥結後に、総理衙門は妥結延期を要請する李鴻章の書簡を受け取って当惑したものと思われる。李鴻章は妥結延期要請の事情を納得させるため、向徳宏を北京へ派遣して総理衙門の質問に直接答えさせる積もりであったようであるが、向徳宏が北京へ派遣されたとしても、正式交渉の妥結の後であったであろう。

向徳宏をはじめとする亡命琉球人たちは、李鴻章の態度豹変に勇気づけられつつも、分島改約案が日清間の正式交渉の場で妥結し、十日後に調印されようとする危機的状況のもとで、清国当局に調印延期の方策を講じさせるべく、さらに強力に請願運動を継続する必要に迫られた。折りしも、清国内では李鴻章の態度豹変を契機として、正式交渉の妥結後に、調印可否論争が展開されることとなる。

註

- (一) 「琉球案結法」『李全集』訳署、巻十一、二六―二七頁。
 (二) 「商改俄約兼論琉球案」『李全集』訳署、巻十一、二九頁。
 (三) 「請球案緩結」『李全集』訳署、巻十一、三七―三八頁。
 (四) (五) 「琉球所屬問題」『沖繩県史』⑩、二五九頁。
 (六) (七) 「請球案緩結」『李全集』訳署、巻十一、三八頁。
 (八) ちなみに、前年（一八七九年）清国を助けた前米大統領グラントは、五月三十一日に天津を出発し、六月二日に北京へ入っている（三國谷宏「琉球帰属に関するグラントの調停」『東方学報』京都、第十冊三分冊）。また、蔡大鼎（伊計親筆上）によれば、「茲にその帰路の水陸日数を推算するに、京都（北京）より天津に至るには陸路三日或は二日、その地より上海に至るには水路四日、これより閩に回るにはまた三日、凡そ十一日なり」（『北上雜記』巻二、二〇頁）という。以上の事例を参照すれば、前掲の李鴻章書簡は一八八〇年十月十九日に発送されているから、早ければ正式交渉妥結の当日（十月二十一日）には届いた可能性もある。
- (九) 「李鴻章・總理衙門確執説」を強調する梁嘉彬氏は「李鴻章が琉球案の草約に反対した真の原因は、実に總理衙門がまずその同意を得ることなく、直接に六戸磯と談判したのを不満としたことにある。李鴻章はこの種の外交権は決して失ってはならないものと考えていたのである。」（『李鴻章が琉球案に反対したのは、もともと總理衙門が彼の外交権を奪うのを深く悪んだからである。』（『大陸雜誌』四八巻六期、三七、三九頁）と指摘している。けれども、李鴻章と總理衙門は予備交渉の過程でも、正式交渉の過程でも絶えず書簡を往復させ、意見調整を計っており、少なくとも一八八〇年十月以前には両者とも日本側提案の琉球分島案に賛

成していたのであるから、両者の「確執」説を主張する梁嘉彬氏の見解は妥当ではない。

- (一〇) 正式交渉が妥結した後、總理衙門は直ちに上奏することなく、一週間後の十月二十八日になってようやく上奏している（『清季外交史料』巻二十三、一五―一七頁）。しかも、その同じ日に、調印延期・反対派の陳宝琛が總理衙門の調印妥結を批判する上奏文を提出（同右）していることに注目すべきであろう。この間、總理衙門の内外で、李鴻章の妥結延期要請の書簡をめぐって激しい論議があったものと思われる。

三、分島改約案妥結後の論調

日清間の正式交渉における分島改約案（琉球条約擬稿、加約擬稿、愚単擬稿、附單稿）の妥結から一週間後の一八八〇年十月二十八日、總理衙門は「日本、琉球を廃するの一案は、已に商議し并結せり」との上奏文を提出し、交渉の経過と結果を報告している。この上奏文のなかで、張之洞の「聯日防俄論」、劉坤一の「球案速結論」、李鴻章の「南部商島返還論」を引用しつつ、總理衙門は「持論各々見る所あり。而して皆球祀を存するを以て重と爲し、臣が衙門とこの事を争論するも、本意は相い同じ。両島地方は荒瘠と雖も、要するに、借りて球を存するの根本と爲すべし。況やこれを現在の事勢に揆るに、中国もし日本を拒むこと太だ甚だしければ、日本は必ずや俄と結ぶこと益々深からん。此の弊、既に已に球を存し、並びに已に俄を防ぐべし。未だ始めより計に非るにはあらず」と主張することともに、「大局を顧全し日本と聯絡する為に起見して」条約案を妥結した旨強調している。

不思議なことに、總理衙門はこの上奏文において、李鴻章の同年八月

二十八日付書函と同十月十九日付の書函を引用しながら、この二つの書函を張之洞・劉坤一の妥結賛成論と同様にみなし、「本意は相い同じ」などと断じている。確かに、李鴻章の八月二十八日付書函は妥結賛成論を主張しているけれども、向徳宏の泣訴を伝えた十月十九日付書函は妥結延期を要請していたこと、前述の通りである。恐らく妥結後に十月十九日付の李鴻章の書函を受け取った総理衙門は、李鴻章の豹変に当惑しながらも、一旦妥結した以上、上奏しないわけにはいかず、李鴻章の妥結延期論をもカムフラージュして、妥結賛成論であるかの如く引用したものである。しかし、総理衙門は「南島は枯瘠にして自ら存するに足らず云々」の李鴻章書函を意識しつつ、前掲の上奏文と同日付の条約案文を添付した片奏において、「琉球の中国に隸するは、それ名にして、日本に属するは、それ実なり。此の時、若し与に議を定めざれば、また以てその後を善くするに策なし。之を兼るに、俄國の兵輪は現に均しく東洋の海島に停泊す。球事定まらざれば、恐らくは俄人、日本と結はんことを要む。…南島を以て琉球一線の祀を存するには、地は小にして瘠せ、將來また并じ易からずと雖も、名義の在る所は弁論の初衷と尚お合せざるなし」と強調して、条約案の妥結以外に琉球問題の善後策はないと断じている。

総理衙門の上奏と同じ日(十月二十八日)に、右庶子の陳宝琛は「琉案・日約は宜しく遽に訂すべからず」と上奏し、調印可否論争の口火を切った。上奏文のなかで、陳宝琛は「臣聞くに、日本の使臣は近ごろ俄約未だ定まらざるに因り、間に乘じて琉球一案を結ばんことを請ひ、我に啗わすに南島を以てするも、中山の祀を存するを許さず、また改約の二案を欲す。総署は聯日防俄の説に惑い、弁理すでに成議あり」と、臣これを聞き、且つ疑い、且つ愕きて以為、琉球を分つは一の誤りなり、

琉球を分つに因りて旧約を改むるは、また一の誤りなり」と総理衙門が分島改約案の妥結に踏み切ったことを批判しつつ、批判の根拠として次の点を指摘する。すなわち、①条約に違反して琉球を滅ぼした日本が「もし上願を以て我に帰すとも、中国の意は威を興し絶を繼ぐに在るが故に、尚お未だ義を以て始め利を以て終るべからざる」こと、②利益均霑・加約を要求する日本の意図は「欧州各国とともに深く内地に入り、蠅の聚まる如く、蚋の嘍む如くして、以て中国の脂膏を竭さんと欲する」にあること、③聯日防俄論の見地から琉案速結を主張する論者もいるが、「日人の俄を畏ること虎の如くして、中国の力は終に日本の俄に通じるを禁する能わざる」こと、④分島案に同意すれば「禍は朝鮮に及び」、朝鮮の永興灣に垂涎しているロシアは、琉球分島の「例の援くべきあるも、中国は詞の措くべきなく」、改約案に同意すれば「勢い巴西(ブラジル)諸國に及び、中国の財力更に竭きる」こと、⑤日本はいま薩長二党の対立、政府と民党の抗争による内政困難、財政窮乏による兵力弱体に苦しんでいるので、清國を侵略する可能性はないこと、これである。以上の論拠を挙げつつ、陳宝琛は結論として「暫く羈縻推官の法を用いるに如くはなし」と主張するのである。

陳宝琛のこの上奏について注目しておきたいことは、まず第一に、聯日防俄論批判である。聯日防俄論を批判することによって、陳宝琛は一見、洋務派外交の基調——日清提携路線——を踏み外しているかのようである。しかし、「日本の我に親しむと否とは、また我の強弱を視るのみ」という観点、すなわち日清提携路線を維持しうるかどうかは清國自身の「強弱」にかかっているという観点から、陳宝琛は「中国にして露より露より強ければ則ち日本は招かずして自ら来らん。中国にして露より弱ければ則ち甘言厚賂もて(日本)と互相保護の約を立つと雖も、一旦

中俄に衅あれば、日本は勢い折れて俄に入る」べしと主張しているのであつて、日本を第一の仮想敵国とみなして日清提携路線そのものを批判しているのではないことに注目すべきであらう。要するに、陳宝琛にとっては、内政と外交は一体であり、清国自身の「強弱」こそが問題であつたのである。従つて、第二に、琉球問題を洋務運動との関連において捉える次のような発言に注目したい。陳宝琛は云う。「我は則ち意を俄事に専らにし、約を定むるの後、未だ撤せざるの防兵を擁し、將に成らんとするの戦艦を持ち、声を先にし実を後にして日本と相い持し、如し日人徳を度り力を盡り、琉球を復し旧約を守るを願わば、是れ戦わずして人を屈するなり。如しそれ応じざれば、関を閉し市を絶ちて以て之を苦しめ、此の如くするも猶お応じざれば、則ち義に仗りて進み、討ちて以て之を削つくべし。三五年の後、我が兵益々精しく、我が器益々備われれば、琉球を回復するを以て名と爲し、中外に宣示し、沿海の各鎮より路を分ちて並び進み、隙に抵り瑕を攻め、師数々出づれば日本必ず（手を）挙げん。此れ、中国自強の権輿にして洋務を転換するの關鍵なり」と。ここでは、琉球問題が清国の自強に洋務運動を推進する挺子として位置づけられているのである。

第三に、陳宝琛の見解と李鴻章のその類似性に注目したい。清国への割譲予定の南部二島について、陳宝琛は次の如く言う。「割く所の南島は皆不毛の地なり。置きて監脱と爲さば、則ち帰するも帰せざるが如し。若し用いて以て向氏の苗裔を分封するとも、則ち貧にして存する能わず。險の守るべきなし。他日、必ず仍つて日本の吞併する所と爲らん」と。この指摘は、李鴻章の総理衙門あて書簡（十月十九日付）の文言とほとんど同趣旨である。陳宝琛は南島についての情報を誰から入手したのであらうか。恐らく李鴻章から入手したものと思われる。ま

た、陳宝琛のこの上奏が総理衙門の上奏と同じ日に提出されたのも単なる偶然ではなく、陳宝琛と李鴻章と総理衙門の間で、なんらかの水面下の打ち合わせが行われたことを推測せしめる。蓋し、陳宝琛は上奏文の結びにおいて、「伏して乞うらくは、一面筋もて総理衙門に下し、日本使臣と暫く議を定むるを運らせ、一面臣が疏を得て密かに李鴻章・左宗棠等に寄り、詳議して以聞せしめられんことを」と要請しているからである。

陳宝琛のこの上奏を受け取つた清国朝廷は、まず惇親王奕訢等に検討を命じたところ、惇親王等は「総理衙門の奏する所に照らして弁理すべし」と覆奏したので、そのまま「允准」したという。ところが、条約調印予定日の三日後（十一月三日）に、今度は左庶子の張之洞が調印延期論を上奏した。張之洞は日清間の正式交渉開始の直前に、聯日孤俄論の見地から「球案速結」を主張していたにもかかわらず、調印予定日の三日後に突然約変し、「疏案延期」を要請する上奏文を提出するにいたつたのである。上奏文において張之洞は、「若し球案速結すれば、寥々たる荒島に即え向氏を復封するとも終に自ら存し難し」と指摘して李鴻章・陳宝琛の見解を支持し、さらに「臣が争つ所は琉球の存亡にあらざり、計る所は乃ち國家の利害なり」という観点から、「仰ぎて廟議の裁断を懇う。商務を擇てその弊なき者を択びて允行し、球案は抽出して緩井せられよ。もし聖意決せざれば、即ち李鴻章・左宗棠に飭して速かに議して具奏せしめられんことを望む」と提案している。

張之洞の提案を受けて、調印予定日を六日も経過した十一月六日に、「現に張之洞の奏に拠るに、商務は允すべきも、球案は宜しく結を緩らすべしとあり。また惇親王等の奏を経たるに、日本は俄と相い結び、また閩浙と相い近きを以て、若し更に成局を動かさば、日人は必ずしも心

に甘んじざるべし等の語あり。李鴻章に著して全局を統籌し、迅速に覆奏せしめよ」との上諭が下された。

かくて、決定的な発言力をもつ李鴻章の登場となる。十一月十一日、李鴻章は長文の上奏文を提出し、陳宝琛の上奏を敷衍しつつ、「支展の法」(引き延ばし戦術)を提案した。李鴻章のこの上奏文について注目しておきたいことは、次の点である。第一に、李鴻章自身、八月二十八日付の総理衙門あて書簡において「中国若し球地を分つも、収管に便ならざれば、只之を球人に還すべし。即ち代わりて日本の為に計算するも、此れを捨て別に結局の法なし」と琉球二分案受け入れを主張した事実を公然と認め、「この時尚お未だ南島の枯瘠なるを知らざりしなり」と井解しながら、「在津の琉球官向徳宏に伝詢して始めて、中島の物産は較多く、南島は貧瘠僻陸にして自立し能わざるを知り」、総理衙門へ交渉妥結の延期を要請した事実を指摘していることである。第二に、李鴻章は①分島改約案を不可とし、②「たとえ改約を議せずして僅かに我に分つに南島を以てするも」、清國は「進退兩難」に陥ることを恐れ、③旧琉球王国の復活(尚泰の釈放・中南両島の返還)と改約の取引ならば、「その利害尚相い抵するに足れば、或は可ならん」と指摘していることである。

第三に、「夫れ、俄と日本とは強弱の勢い相い去ること百倍、若し理の曲直を論ずれば、日本の我を侮るは尤も甚だしきと為す」と指摘して、対露警戒心よりも対日不信感をより強く表明しているように見えるけれども、李鴻章の本音は「洋務愈々多くして并じ難く、外侮迄も至りて窮まらざる」の秋に当り、洋務運動を推進し海防を強化するために、より多くの予算支出を要求したいという点にあったことである。従って、「数年の後、船械齊集し、水師鍊成し、声威既に壯となれば、たとえ

必ずしも海を跨えて遠征せざるも、未だ始めよりその具なくんばあらす」と指摘しているように、洋務運動による海防の充実を前提としながらも、李鴻章は必ずしも日本遠征を考えていたわけではなく、また「日本人も未だ必ずしも遽に敢えて決裂せず」と予想していたのである。

第四に、「今、則ち俄事方に殷んにして、中国の力は暫く兼顧し難し。但、日人は要求する所多く、之を允せば則ち大いにその損を受け、之を拒めば則ち多く一敵を樹つ。惟だ延宕の一法を用うるありて最も相い宜しきと為すのみ」という指摘に注目したい。李鴻章は調印予定日を十日も過ぎた十一月十一日の時点でも、伊犁問題をめぐる清露関係はまさに緊張のただ中にあると認識していたからこそ、「延宕の法」つまり調印引き延ばし戦術を採用すべしと主張しているのであって、条約案の妥結後に清露関係が急に緩和の方向へ向かいつつあるとは認識していなかったのである。換言すれば、李鴻章は清露関係が緊張しているために分島改約案を締結する必要があるとは考えていなかったばかりでなく、清露関係の緊張が急に緩和したために分島改約案の調印引き延ばしが必要であるとも考えていなかったのである。当面、亡命琉球人向徳宏の泣訴に応え、宗主国としての義務を尽くすための方策を模索することこそ、李鴻章の課題であった。

李鴻章の上奏は清国内の論調を調印延期・再交渉の方向へリードする上で決定的な役割を果たすわけであるが、清国政府内部ではなお多くの論議が交わされ、最終的に決定しかねていたようである。李鴻章上奏から一週間後の十一月十八日、「此の事(分島改約案調印問題)は全局に關係すれば、自ずから庇に博く訪ね周く諮り、以て妥協を期すべし。劉坤一・何璟・張樹声・吳元炳・譚鍾麟・勒方綺・裕寬に著して心を悉して妥議せしめ、切実に陳奏せしめよ」との上諭が下され、また、総理衙門から

六戸全權大使あての調印延期事由説明の照会において、「擬結せる琉球一案の各摺片は、南北洋大臣等に替して妥議具奏せしむ。覆奏到るの日を俟ちて、再び諭旨を降さん」との上諭が引用されている。

かくて、条約調印の可否は李鴻章の上奏によっても決着せず、さらに関係地方長官の覆奏を検討した上で決定されることとなった。まず同年十一月二十八日、江蘇巡撫の吳元炳は陳宝琛の「持論は正大」とし、李鴻章の「支展の說」を「老謀深算にして萬全に出づ」と評価する立場から、「倭の俄を助くると助けざるとは、中俄の戦を言つと言わざるとに在り。球案の結不結、約の改不改とは均しく涉る無し。若し悞喝の遊談に震懾し、藉りて案を結び約を改め、以て交歓せんと欲すれば、これ正にその要挾の計に墮ちて、二島僅かに存するも球記継かず、利益已に落うも後悔及ぶなし。臣、未だその可なるを見ざるなり」と分島改約案反対論を上奏し、陳宝琛・李鴻章の「支展の法」を支持した。

ところが、二日後の十一月三十日、两江總督・南洋大臣の劉坤一は、「球案は宜しく速かに購結し、日約は宜しく慎重に維持を固るべし」と上奏し、そのなかで高麗・越南・緬甸などの防衛上の重要性を強調しながら、「琉球に至っては、則ち高麗・越南等の國と迥に別る。琉球の中國に臣事すること數百年、朝貢はその恭順を極め、風に響き化を慕い、賊に擧すべきに属す。然れども中國とは遠く大洋を隔て、得失は痛癢に關わるなし。且つ琉球の中國に臣たるは、疵わが声靈を傾るのみにして、琉球の日本に臣たるは、實にその号令を奉じ、平日、端なくして剝削せられ、故なくして拘囚せらるるも、一に日本の為す所に任せ、琉球は未だかつて中國に赴きて訴えず、中國また未だかつて過問せず」と指摘し、①琉球は清國にとって防衛上の重要性がないこと、②琉球は事實上日本

ことを理由に挙げて、依然として琉球放棄論に近い立場から「球案速結」を主張している。劉坤一の主張は、分島改約案の妥結以前も以後も一貫して変わらなかつたわけである。

劉坤一の主張を支持したのは浙江巡撫の譚鍾麟であった。同年十二月七日、譚鍾麟もまた「球案は宜しく速かに并結すべし」と上奏し、そのなかで「此の修約の時に趁んで、(日本)と球を存するの策を商し、彼よく中島を還し、その故國を復さば、固より球人の幸いにして、否らざれば則ち暫く南島を以て球王棲息の地と為すべし」と提案している。

劉坤一・譚鍾麟の調印賛成論に対して、調印反対・延期論に加わったのは、両江總督の張樹声、広東巡撫の裕寬であった。同年十二月十六日、張樹声・裕寬は連名で「球案は必ずしも急ぎて購結せざるべく、日約は未だ牽連するに便ならざれば、宜しく允(調印)を緩らせ、以て弊なきを求むべし」と上奏し、「日本は俄事の転移を為すを視るも、俄局果して変ずれば、俄は必ず球案既に結ぶに因りて情義を顧借せず、俄算開かざれば、倭はまた未だ必ずしも球案結ばざるに因りて遂に戒心を起さず」と指摘している。

張樹声・裕寬に続いて、陳宝琛・李鴻章の分島改約案反対・調印延期論を支持したのは、福建將軍の穆圖善、閩浙總督の何璟、福建巡撫の勒方綺であった。同年十二月二十七日、穆圖善らは連名で「球案と商約は宜しく分別して定結すべし」と上奏し、そのなかで「倭の俄を助くると否とは、義もて禁じ思もて結び能うところには非ず。今、琉球南部二島は以て向氏に還すも、國を立て自存するに足らず。我もし成を遣り官を置けば、唯に費用費られざるのみならず、且つ徒に倭人と勝を分たん。是れ即ち分ちて中國に帰するは、尤も宜しきにあらざるに属す。要むる所の均等の利益の一層に至っては、商務に於て原より礙げなき能わず。直

録總督臣李鴻章の陳ぶる所の支展の法は、自ずからまた深意を具有せり」と指摘して、李鴻章の「支展の法」を支持した。

正式交渉妥結後の清国内の調印可否論争は、総理衙門（恭親王奕訢・倅親王奕訖・劉坤一・譚鍾麟らの調印賛成派と陳宝琛・李鴻章・吳元柄・張樹声・裕寬・穆因善・何璟・勒方綺らの調印反対）延期派の間で激しく展開され、翌一八八一年に持ち越されることとなる。この間琉球分割の危機に直面した亡命琉球人たちは、清国内の論調の帰趨にどのように関わりあったのであろうか。

註

- (一) (一) 「総署奏日本廃琉球一案已商議并結摺」『清季外交史料』巻二十三、一五頁。
- (二) 「總署奏琉球南島名風華夷屬日不定議無以替後片」『清季外交史料』巻二十三、一七頁。
- (三) 「右庶子陳宝琛奏琉球案日約不宜遽打摺」『清季外交史料』巻二十三、一九頁。『日本外交文書』明治年間追補第一冊、二五二頁。以下、『日本外交文書』追補一という。
- (四) 「清季外交史料」巻二十三、一九～二〇頁。『日本外交文書』追補一、二五二頁。
- (五) 「清季外交史料」巻二十三、二〇頁。『日本外交文書』追補一、二五三頁。
- (六) 「清季外交史料」巻二十三、二二頁。『日本外交文書』追補一、二五五頁。

- (二) (二) 「清季外交史料」巻二十三、二二～二三頁。『日本外交文書』追補一、二五五頁。
- (三) (三) 「清季外交史料」巻二十三、二〇頁。『日本外交文書』追補一、二五三頁。
- (四) (四) 「清季外交史料」巻二十三、二三頁。『日本外交文書』追補一、二五五～二五六頁。
- (五) (五) 「清季外交史料」巻二十三、二〇頁。『日本外交文書』追補一、二五二頁。
- (六) (六) 「清季外交史料」巻二十三、二三頁。『日本外交文書』追補一、二五六頁。
- (七) (七) 「直督李鴻章奏日本議結琉球案牽涉改約暫宜緩九摺」『清季外交史料』巻二十四、三頁。『日本外交文書』追補一、二五六頁。
- (八) (八) 「左庶子張之洞奏琉球案宜審緩急摺」『清季外交史料』巻二十四、一～二頁。
- (九) (九) 朱壽朋編、張靜庵等校点『光緒朝東華錄』第一冊、九九二頁。以下、『光緒朝東華錄』一という。
- (一〇) (一〇) 「妥議琉球案摺」『李全策』奏稿、巻三九、一～五頁。『光緒朝中日交涉史料』巻二、一四～一七頁。以下、『交涉史料』という。
- (一一) (一一) 「直督李鴻章奏日本議結琉球案牽涉改約暫宜緩九摺」『清季外交史料』巻二十四、三～八頁。
- (一二) (一二) 平夷、李鴻章上奏の三日後（十一月十四日）には、『俄國、約を議するも期限を展さんことを請う。その意、測り直れば、着して時に及んで布置し、嚴密に備防せしめよ』との上諭が各督撫に下されている（『清季外交史料』巻二十四、八頁）。
- (一三) (一三) 「軍機處寄西江總督劉坤一等上諭」『交涉史料』巻二、一七頁。

(註)『琉球所屬問題』『沖繩県史』⑤、二七四頁。なお、総理衙門の照会

に引用されている上諭の日付は「光緒六年十月十四日（一八八〇年十一月十六日）」となっており、劉坤一・何璟りに下された上諭の二日前ということになる。しかし、総理衙門の引用している上諭は、清国側の文獻では、いまのところ確認できない。また、引用の上諭が実在するとすれば、南洋大臣劉坤一に対しては、十一月十六日と十一月十八日に同じ内容の上諭が二回下されたことになり、やや不可解である。北洋大臣李鴻章はすでに十一月十一日に上奏しており、十一月十六日の上諭以後の上奏は見あたらない。とすると、総理衙門は上諭を偽造して空白全權公使へ伝えたのであろうか。

(吳)「江蘇巡撫吳元炳覆奏球案日約可徐函摺」『交涉史料』卷二、一七、一八頁。

(毛)「浙江巡撫鍾麟覆奏球案直通并摺」『交涉史料』卷二、二二、二四、二五、二九頁。

(元)「清季外交史料」卷二十四、二二、二三頁。但し鍾麟の上奏の日付は、後者においては「光緒六年十一月十六日（一八八〇年十二月十七日）」となっている。

(四)「西広総督張樹声等覆奏球案不必与改約併議摺」『交涉史料』卷二、二三、二四頁。「清季外交史料」卷二十四、二四、二七頁。

(五)「穆圖善等覆奏球案与商約宜分別定結摺」『交涉史料』卷二、二五、二六頁。

四、林世功の自刃と分島案の流産

李鴻章が調印延期の「支展の法」を上奏した一八八〇年十一月十一日から、劉坤一をはじめとする沿海諸省の地方当局へ調印可否を諮問する上諭が下された同年十一月十八日までの一週間、亡命琉球人たちは上諭の下るのを固唾を飲んで待ち受けていたものと思われるが、上諭が下ったその日（十一月十八日）、北京滞在中の毛精長・蔡大鼎・林世功の三名は連名で次のような請願書を総理衙門へ提出した。

「初に、(毛精)長等、都(北京)に入りて以来、疊次轄下に冒叩し、救援を稟請し、節縫憲諭あるを奉じたるに、妥よく弁理を為さん等の因あり。惟だ是れ、仰ぎ候ちて一載(一年)を逾ゆるも、何の弁法を作すやは尚お未だ諭示を蒙らざれば、実に深く焦急せり。惻念するに、敵國主および世子は、倭に脅迫せられ、流離播越して今に二年なり。天朝の救(援)を仰ぎ望むこと、日一日より甚だしく、艱楚万状にして慘ましくも言ふに忍びず。且つ、國人に至っても亦、なお其の(暴)辰(悪)虐に苦しみ、皆、命に堪へず。切齒して仇を同じくし、拯(援)待つこと孔(極)だ殷(甚)なり。(毛精)長等、夙夜憂懼し、万分迫切たり。惟だ王爺および大人、前田を洞察せられ、(北)京に駐るの倭使に伝召し、之に諭するに大義を以てし、之を威(臣)するに声靈を以てし、妥よく速やかに籌弁するを俯准せられ、我が君主を還さしめ、我が國都を復さしめられんことを泣懇するあるのみ。」

日清両国の全權代表が分島改約案を妥結し、清国内で調印可否論争が展開されつつある事実を、毛精長らがすでにキャッチしていたのかどうか、この請願書の文面の限りでは明らかではない。しかし、毛精長らはすでに日清間の正式交渉が展開されつつあった九月二十八日に、分島案

(琉球二分案)に断固反対する請願書を提出していたという事実、あるいは調印可否を諮問する上諭が下されたその日に、北京駐在の日本公使(六戸)との再交渉を要請する前掲請願書が提出されているという事実によつて、毛精長らは分島改約案をめぐる清国内の動向を、ある程度キャッチしていたことが窺える。分島案断固反対の意志を表明したにもかかわらず、総理衙門が分島改約案を妥結してしまつたことに、毛精長らは「深い焦急」の情と「万分迫切たる」切迫感を表明せざるをえなかつたのであろう。この請願書を受理した総理衙門は、分島改約案をめぐる清国内の状況を直接毛精長らに説明したはずであるから、毛精長らの切迫感ほさらに増幅され、分島案の調印を阻止するためには、なお決定的な行動が必要とされていると判断したものと思われる。

かくて、毛精長らが総理衙門を訪れて前掲請願書を提出した翌々日(十一月二十日)、林世功は単独で総理衙門あてに次のような決死の請願書を認めた。

「琉球国の陳情通事林世功、謹みて稟し、一死を以て天恩を泣請し、迅かに国主を救ひ国土を存せらるるを賜り、以て臣節を全うせんが事の爲にす。窃に、功、主辱められ国亡ぶに因り、已に客感(光緒五年)九月、前進貢正使耳目官毛精長等に随同し、改装して都(北京)に入り、疊次懲難に匍叩し、号して救(援)を賜はらんことを乞ひて各々案に在り。惟だ是れ、何の弁法を作すやは、尚お未だ諭示を蒙らざれば、听夕焦灼し、寝饋俱に廃す。泣念すらく、功、国主の命を奉じ、闕に抵り危急を告げてより已に三年を歴る。凶らずも、敵国、慘憺として日本人の益々鷓鴣を肆にするに遭ふ。一は則ち宗社廢墟と成り、二は則ち国主・世子執わられて東京へ行く。繼いで則ち百姓は其の毒虜を受く。皆、功が痛哭して救(援)を請う能わざるに因りて致す所なり。已に死するも余

罪あるに属す。然れども、国主未だ返らず、世子拘留せらるれば、なお恥を雪ぎて以て生存を図らんと期し、未だ敢へて軀を捐て以て責を塞がざるなり。今、北京に晋みて守候し、又一載を逾ゆるも、仍お復た未だ事を濟う克はず。何を以てか臣たらんや。計るに、惟だ死を以て王爺および大臣に泣請するあるのみ。情に極りて具題するを俯准せられ、北京に駐るの倭使に伝召し、之に諭すに大義を以てし、之を威(臣)するに声盤を以てし、妥よく籌弁を為し、我が君主を還さしめ、我が国都を復さしめられよ。以て臣節を全うせしむれば、則ち功は死すとも悔みなし。謹みて稟す。」

琉球救國の大義に殉じる決意を表明したこの請願書を認めるや、林世功は十一月二十日の「辰の刻」(午前八時)に、遂に自刃し果てた。同志の一人・蔡大鼎は林世功の自刃を総理衙門へ報告するとともに、林世功の認めた前掲請願書を提出した。しかし、総理衙門が受理したかどうかは、明らかではない。

林世功の前掲請願書には、琉球救國の大義に殉じる決意が表明されているけれども、分島改約案については一言の言及もなく、従つて分島案の妥結に同意した総理衙門への抗議の意志が表明されているわけでもない。とはいへ、琉球救國の大義のために自刃した林世功の殉義行為自体、客観的には、「亡国と異なるなき」分島案を議定した日清兩國への抗議の意志の表明であつた。林世功が前掲請願書において抗議の意志をストレートに表明しなかつたのは、清国内の同志たちの立場を配慮しないわけにはいかなかつたからであらう。この間の事情は、林世功が書き残した同志たちへの遺言書のなかに、次のように認められている。

「此の稟(総理衙門宛請願書)は並へて人と牽渉するの語なければ、通すると雖も防げなし。諸公の裁奪施行せられんことを祈る。もし事を

補助するなしと曰わば、必ずしも投遞せざるべし。則ち功、また之をい
かんともする未し。然りと雖も、其の事後に通稟して有名無実たるより
は、曷んぞ事前に死を以て救を請ひ、以て臣節を全うするに若きらんや。
再び、功謂へらく、国王の命を奉じて危急を告げて茲に五載、乃ち上は
君を救う能わず、下は都を存する能わざれば、何を以てか国王の命に覆
し、何を以てか国人に対えん。世子もし父王を問わば、又将何を以てか
対と為さん。此れ、功が生命を捐てて救を請う所以なり。伏して諸公に
望む。其の愚を憐れみ、其の罪を宥さるれば、是れ、荷じけなし。命に
臨みて痛哭す。」

殉難を決意した林世功の本音は、むしろ同志たちへのこの遺言書に明
示されている。林世功は「事後」すなわち分島改約案の調印・批准以後
に、無駄な請願書を提出するよりも、「事前」すなわち調印・批准以前
に、決死の請願を試み、臣節を全うすることが必要であると考えたので
ある。換言すれば、分島改約案の調印・批准以後には、いかなる救國運
動も「有名無実」となり、亡國の琉球を回復しうる可能性はなくなると
判断した林世功は、回天の奇策として、調印・批准以前の決死の請願に
賭けたのである。林世功の決死の請願に、総理衙門がどれほど心を動か
されたのかは明らかでないが、清國当局は「此れ誠に忠臣にして、実に
憫心可きに屬す」と評し、白銀二百両を与え、張家灣に丁重に葬らせた
という。

自刃し果てた林世功の決死の請願書が蔡大鼎によって総理衙門へ提出
されたその日（十一月二十日）、日本側の六戸全權公使らも総理衙門を
訪れ、沈桂芬・王文韶らの各大臣たちに即時調印を迫り、清國側の態度
を、「全く談判中交セシムヘキ御見込ニテ即チ御不意ニ出候事」とか、
「彼此相考候得バ、全く中交ノ御趣意ヨリ調ヲ被托候事」と詰質した。

亡命琉球人と六戸公使との双方から全く相い反する要求を突きつけられ
た総理衙門の各大臣たちは、進退兩難に陥って苦慮し、六戸公使に対し
ては「先頃中ヨリ商弁候処ハ、我々共ハ徹頭徹尾同一意ニ候」とか「我々
共於テハ決テ中交ノ見込ハ無之候」とか「中交候トノ御疑念ハ御無用ニ
候」などと答え、一旦妥結した分島改約案の条文を「中交」する積もり
のないことを強調しつつも、南北洋大臣の覆奏後の上諭を待つべしとし
て、六戸公使の即時調印の要求を回避し続けた。

清國側の「中交」の意図を見抜いた六戸公使は、三日後の十一月二十
三日、総理衙門へ照会し、「皇上大臣は該案（分島改約案）に於て更端
相商する所あらんと欲するも、本大臣は実に預聞するを願わざるなり」
と強調して、条約案の再交渉には応じない意思を明示した。続いて十二
月二十七日付の照会においても、十日間の期限を付して調印するか否か
の回答を迫ったものの、翌年（一八八一年）一月三日、総理衙門は依然
として「南北洋大臣等の議覆到齊するは甚だしくは速からざるべし。一
たび諭旨を奉有するを俟ちて、如何に弁理するやは自ずから当即に照会
を行うべし」と回答するにとどまった。

六戸公使と総理衙門の間では同様の照会の往復が繰り返されたが、六
戸公使は遂に同年一月十五日「現在、本大臣、國に回らんとす。今後、
貴國再び前議を提せんと欲するも、また既に及ぶなし」と通告し、翌日、
総理衙門を訪れて告別の挨拶をするともに、「球案ニ付テハ本大臣出
立後ハ、一切御取合不申旨言明」した。この日の会談には、近日中に日
本へ赴任予定の新任駐日公使（許景澄）も参加し、「今日ハ南北洋大臣
妥議具奏ノ上、成約通可相成候哉」と六戸の帰國を思いとどまらせよう
としたが、六戸の決意は変わらなず、六戸は遂に同年一月十七日「球案破
約ハ清國側ノ責任ナル旨通告」、一月二十日、北京を出発して帰國の途

途に上つた。

この間、清国内の調印可否論争はなお継続中であつて、前述のように、総理衙門を支持する劉坤一・譚鐘麟らの調印賛成論もあつたものの、陳宝琛・李鴻章らの調印延期Ⅱ再交渉論が大勢を占めつつあつた。一八八一年一月十五日付の総理衙門あて書簡において、李鴻章は「俄事既に已に約を定むれば、彼（日本）固より挟制すべきの処なし。去戸は即ち暫く回国し、仍お田辺をして署理せしむるも、また是れ虚疑恫喝の慣技にして慮と為すに足るなし。該國、諒に前議中罷するに因りて即ちに兵端を啓く能わず。萬一事あるも、咄は我にあらざれば、また畏るるに足らず」と指摘して、総理衙門に「定見」を堅持するよう要求している。

確かに、伊犁問題を交渉中の曾紀澤から「諸事均しく頭緒あり」との電報が届いたのは、前年十二月十四日のこと、一八八一年二月二十四日には、清露兩國は正式にペテルスブルグ条約に調印している、日露提携の可能性はほとんどなくなっている。ペテルスブルグ条約の調印の日に、左宗棠は北京へ到り、翌日魏見、二月二十七日には軍機処および総理衙門の事務に参画することを命ぜられた。このニュースは「命琉球人たちをも勇気づけたようで、蔡大鼎は「左中堂（左宗棠）」の声名、遠く四夷に聞え、象を畏れざる者なし。故に俄國と伊犁の事は皆平治に帰す。乃ち正月念八日、…聖旨降来するあり」と記述して上諭を引用した後、「然らば則ち本国（琉球）」の復興は蔡にも知るべからざらんや。洵に天に歡び地に喜ぶ者なり」と欣喜雀躍している。蔡大鼎はまた「（光緒七年）二月初二日（一八八一年三月一日）、予事務あり。乃ち左中堂の処に上る」と記述しており、左宗棠に対して直接に琉球救國を訴えたものと思われる。

伊犁問題の決着による情勢の変化と蔡大鼎ら亡命琉球人の請願を踏ま

え、これまでの条約調印可否論争をも総括的に検討した左宗棠は、同年三月三日に「琉球案を并理するの說帖」を上奏した。「說帖」のなかで、左宗棠は「琉球をして速やかに復せしめ、邦人をして所を得せしむれば、中國また何をか求めん」といい、あるいは「（琉球の）南部、名は十六島と雖も、周圍三百里に及ばず、地瘠せ産微く、以て琉球に界えるも、何んぞ立足する能わん。復球の案は擬結する能わず」と指摘しつつ、全体として、伊犁事件の解決により日本に譲歩せしむる可能性もあるので、調印できない理由を明示するとともに、沿海の防備を嚴重にして事態を静観すべしと提案している。左宗棠の「說帖」が提出された日の翌々日（三月五日）、次のような上諭が下された。

「総理衙門の奏せる球案を擬并するの一摺に、商務は一体に均霑すあり。日本との約章（日清修好条規）には無き所たり。今、西國との約章を援照して并理せんとするは、尚お必ずしも行うべからざるには非ず。惟だ、此の議は球案より起り、中國は球を存するを以て重と為す。若し議する所の如く、西島を画分すれば、中國の球を存するの意に於いて、未だ妥善に臻らず。総理衙門王大臣に着して、再び日本使臣と心を悉して妥商せしめよ。球案妥結すれば、商務は自ずから議し行わるべし。」

要するに、商務（改約案）は必ずしも承認できないことはないけれども、球案（分島案）は琉球を存続させるのに「妥善」でない、日本と再交渉せよ、というわけである。ここに、琉球分島改約案はひとまず流産を宣告された。しかも、清国内では、再交渉を命じた上諭とともに、「該國（日本）、求むる所を遂げざれば、尤も端を繕りて要挾するの情事なきを保し難し。所ある沿海各省の防備は、自ずから慮に嚴に戒備を行ふべし」との上諭も下された。光緒七年二月十日（一八八一年三月九日）付の京報に沿海各省の軍事訓練の査察を指示する上諭が掲載されて

いるのを知った蔡大鼎は、「謹みて按ずるに、此の事、専ら敵国を保護するの至意より出づべし。此れ、豈に是れ林子絨（林世功）の（決）死の稟の力にあらざんや」と記録して、林世功の決死の請願が奏功したものと受け止めている。

註

- (一) 東恩納文庫所蔵『北京投票抄』。拙稿『琉球救国請願書集成』(一)、『琉球大学教育学部紀要』三十集、一〇八〜一一〇頁。
- (二) 前掲拙稿、『琉球大学教育学部紀要』三十集、一〇六〜一〇八頁。
- (三)(四) 『北京投票抄』。東恩納寛博『尚察侯実録』四二八頁。蔡大鼎『北上雜記』卷一、一八〜二〇頁。前掲拙稿、『琉球大学教育学部紀要』三十集、一一〇〜一二三頁。
- (五) 拙稿『琉臣殉難事件考——林世功の自刃とその周辺——』『琉球論叢』参照。
- (六) 清国亡命の琉球人たちは、清国政府の庇護のもとで亡命生活を余儀なくされていたので、清国政府の意向に反して公然と活動するわけにはいかなかった。林世功の一年忌を記念して蔡大鼎は次のように記録している。
——「光緒七年。歳は辛巳に在り。十月十有八日、乃ち子絨（林世功）の一週祀に先んずるの日なり。（もと、擬して二十日を擯び、男錫番（蔡大鼎の長男・蔡錫番）に着して墓に上りて拈香せしめんとするも、第密寓に便ならざる者あれば、暫く停止を行う）。其の逝くこと昨日の猶し。哀痛迫切たり」（『林子絨一週祀日記』『北上雜記』）と。
- (七) 蔡大鼎『北上雜記』卷一、一九〜二〇頁。
- (八) 『林子絨世功在京辭世記』『北上雜記』卷一、一七〜一八頁。
- (九) (一〇)(一一) 『日本外交文書』第十九卷、二三三〜二三八頁。
- (一二) 『日本外交文書』第十三卷、三三八頁。
- (一三) 『日本外交文書』第十四卷、二七一頁。
- (一四) 『日本外交文書』第十四卷、二七五頁。
- (一五) 『日本外交文書』第十四卷、二七八頁。
- (一六) 『日本外交文書』第十四卷、二八三〜二八四頁。
- (一七) 『日本外交年表並主要文書』上、八九頁。
- (一八) 『俄約已定兼論球案』『李太集』訳署、卷十一、四五〜四六頁。
- (一九) 『史事日誌』第一冊、六七七頁。
- (二〇) 『史事日誌』第一冊、六八一頁。
- (二一) 『史事日誌』第一冊、二二三頁。
- (二二) 『北上雜記』卷一、二二三頁。
- (二三) 『天』(毛)『清季外交史料』卷二十五、七頁、八頁。
- (二四) 『北上雜記』卷一、二三五頁。